

「弁理士制度の見直しの方向性について」

平成19年1月

産業構造審議会
知的財産政策部会

産業構造審議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会の開催経緯

弁理士法については、平成 12 年に全面改正が行われ、平成 13 年 1 月 6 日から施行されたところである。

同法附則第 13 条では、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」として、施行後 5 年経過時点で見直しを規定している。

このため、改正弁理士法の施行状況に関し、幅広い観点から検討を行うため、産業構造審議会運営規程第 13 条第 1 項の規定に基づき、産業構造審議会知的財産政策部会の下に弁理士制度小委員会を設置し、以下のとおり開催した。

第 1 回小委員会 平成 18 年 4 月 21 日（金）

議事：弁理士制度小委員会の主要検討項目（案）について

第 2 回小委員会 平成 18 年 6 月 16 日（金）

議事：・弁理士試験・研修制度について
・弁理士法に規定する業務について

第 3 回小委員会 平成 18 年 7 月 12 日（水）

議事：・特許業務法人制度について
・弁理士事務所の補助員について
・弁理士情報公開の在り方について
・日本弁理士会の強制加入制度について
・知的財産部門の分社化について
・利益相反規定（法第 31 条）について

第 4 回小委員会 平成 18 年 9 月 19 日（火）

議事：・弁理士試験制度の在り方について（論点整理）
・弁理士研修制度の在り方について（論点整理）
・弁理士法に規定する業務について（論点整理）
・弁理士の懲戒制度等の在り方について

第5回小委員会 平成18年10月20日(金)

- 議事：・特許業務法人制度について(論点整理)
- ・弁理士事務所の補助員について(論点整理)
 - ・弁理士情報の公開について(論点整理)
 - ・日本弁理士会への強制加入制度について(論点整理)
 - ・知的財産部門の分社化について(論点整理)
 - ・利益相反規定(法第31条)について(論点整理)
 - ・弁理士の懲戒制度等の在り方について(論点整理)
 - ・弁理士研修制度の在り方について(論点の再整理)

第6回小委員会 平成18年12月13日(水)

- 議事：・産業構造審議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会報告書(案)

産業構造審議会 知的財産政策部会 弁理士制度小委員会 委員名簿

【委員長】

中山 信弘 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授

【委員】

相澤 英孝 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

大淵 哲也 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授

神原 貞昭 日本弁理士会弁理士法改正特別委員長

澤井 敬史 社団法人日本経済団体連合会 産業技術委員会知的財産部会
部会長代行
(NTT アドバンステクノロジー株式会社 知的財産事業本部長)

清水 節 東京地方裁判所民事第 29 部総括判事

谷 義一 日本弁理士会会長

坪田 秀治 日本商工会議所理事・産業政策部長

戸田 裕二 日本知的財産協会常務理事
((株)日立技術情報サービス社長)

野坂 雅一 読売新聞東京本社論説委員

前田 裕子 東京医科歯科大学技術移転センター長

三尾美枝子 日本弁護士連合会知的財産政策推進本部員
(弁護士)

吉田 豊磨 工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会長
((社)日本国際知的財産保護協会理事長)

(敬称略，五十音順)

目 次

はじめに	5
改正弁理士法の施行状況	6
制度改正の具体的方向	10
第1章 弁理士の資質の向上及び量的拡大と責任の明確化	10
. 弁理士研修制度について	10
. 弁理士試験制度について	14
. 弁理士の懲戒制度等の在り方について	19
. 弁理士事務所の補助員について	21
第2章 知的財産権に関する専門職としての多様なユーザーニーズへの対応	23
. 弁理士法に規定する業務について	23
- . 外国出願関連業務	23
- . 特定不正競争の拡大	24
- . 特定侵害事件に係る単独訴訟代理権	26
- . 水際措置における輸入者及び輸出者の代理権	27
. 弁理士の情報公開の在り方について	27
. 特許業務法人制度について	29
第3章 その他	33
. 日本弁理士会の強制加入制度について	33
. 知的財産部門の分社化について	34
. 利益相反規定について	36
参考資料集	39

はじめに

近年、経済のグローバル化、情報化、少子高齢化が加速し、国富の源泉が従来のものづくりから技術、ブランド、デザインといった情報へとシフトしている。このような中で、我が国が引き続き強靱な産業競争力を維持し、持続的で安定した経済成長を実現していくためには、我が国で生み出された新技術等を適切に保護し、活用することが重要となっており、その基盤としての知的財産制度の重要性が高まっている。

このような認識の下、知的財産制度を有効に活用し、事業者等が戦略的に権利を取得し、活用できるように的確にサポートする弁理士の役割の重要性が一層高まってきており、知的財産権取得及び活用の中核的な担い手として、その質的及び量的な充実が必要となっている。

また、近年の他土業における社会問題を背景として、弁理士も含めた資格制度全体の社会的な信頼の醸成が求められており、そのような流れも踏まえて、社会的要請として、資格者の質の確保・向上や専門職種としての懲戒の適正な実施といった資格制度全体の適正化の必要性が指摘されている。

このような状況の中で、本小委員会においては、平成 12 年改正弁理士法附則第 13 条の 5 年後見直しの規定に基づき、同法施行後の運用状況を踏まえつつ、弁理士制度の在り方について幅広く議論し、弁理士の資質の向上及び量的拡大の維持と責任の明確化に向けた方策についての検討を行ってきた。

検討の対象は広く制度全般に渡り、具体的には研修制度、試験制度、弁理士法に規定する業務（特定不正競争の範囲等）、懲戒制度、弁理士事務所の補助員、情報公開の在り方、特許業務法人制度、強制加入制度、知的財産部門の分社化、利益相反規定にまで及んでいる。

その検討結果を取りまとめたものが本報告書であり、政府はこの報告を受け、必要な調整に速やかに着手をし、その結果を踏まえて立法化に向けた措置を含めた適切な措置を講ずることを期待するものである。

改正弁理士法の施行状況

弁理士法については、平成 12 年に約 80 年ぶりの全面改正が行われ、その後、平成 14 年、平成 17 年に特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の付与、知的財産関連紛争の裁判外紛争解決手続における弁理士の代理権の整備等の改正が行われてきた。その改正の概要と施行状況の概略は以下のとおりであり、概ね所期の目的のとおり施行されていると評価できる。

1. 弁理士試験の見直し

(1) 改正の概要

弁理士試験における受験者の負担を軽減し、若く有為な人材の参入を促進するため、論文式筆記試験の科目の大幅見直し等による試験内容の簡素・合理化、大学院修了者及び他資格の保有者への一部試験免除を導入するとともに、著作権法等新規業務に必要な試験科目を追加した。

(2) 施行状況

改正弁理士法に基づく弁理士試験は、平成 14 年度から実施され、受験志願者は平成 14 年度の 7,176 名から平成 17 年度は 9,863 名へ、同期間の合格者は 466 名から 711 名にそれぞれ増加した。

また、選択科目の免除者も、平成 14 年度の受験志願者において 2,432 名に対して、平成 17 年度においては 4,477 名に増加した。

平成 18 年度においては、受験志願者が 10,060 名（合格者は 635 名）、そのうち選択科目の免除者は 4,702 名（同 421 名）であった。

2. 弁理士の業務の見直し

(1) 改正の概要

弁理士の業務として、工業所有権の出願手続代理等の従来業務に加え、裁判外紛争処理、水際における権利者の輸入差止手続の代理、及び知的財産の契約代理等の業務を追加し、知的財産関連の法務サービスの充実強化を行った。あわせて、権利取得後の手続のうち比較的専門性の低いと考えられる手続（登録手続等の代理）の代理業務について、従来の弁理士の独占業務範囲を縮減し、多様な民間サービスの参入を促進した。

(2) 施行状況

裁判外紛争処理としては、平成 13 年に仲裁機関として、日本知的財産仲裁センター及び日本商事仲裁協会を指定し、弁理士による裁判外紛争処理の拡大を図ってきている。また、水際における差止手続についても、平成 19 年 1 月 1 日から、輸入差止手続における権利者側の代理に加えて、輸出差止手続における権利者側の代理も弁理士が行えるようになる。さらに、ライセンス先の選定、適切なライセンス交渉の代行、契約書の締結や相談業務に関して弁理士が関与する状況となった。

3. 特許権等の侵害訴訟代理権の付与

(1) 改正の概要

特許権等の侵害訴訟については、弁理士は従来から補佐人としては関与が可能であるが、弁護士と共同で訴訟代理人になる場合に限り、訴訟代理権を弁理士にも付与することとされた。この訴訟代理権を付与される資格を得るためには、能力担保措置として、能力担保研修を修了し、特定侵害訴訟代理業務試験に合格することを要件とされた。弁理士の出廷については、共同受任している弁護士との共同出廷が原則であるが、裁判所が相当と認めるときは、単独出廷ができる。

(2) 施行状況

平成 15 年度から平成 17 年度の能力担保研修修了者数は 2,059 名で、同期間の特定侵害訴訟代理業務試験受験者数は延べ 2,414 名、同期間の合格者数は 1,600 名であった。平成 18 年 8 月末日現在の付記登録弁理士数は、1,518 名である。

なお、特定侵害訴訟代理人として訴訟代理を行った弁理士は 158 名、事件数は 354 件であった（平成 17 年 3 月日本弁理士会会員アンケート(回収率 72.5%)）。

4. 特許業務法人制度の創設

(1) 改正の概要

総合的かつ継続的なサービスの実現、弁理士の地域展開の促進を図るため、弁理士事務所の法人化を解禁するとともに、法改正と併せて、会則で禁じられてきた地方支所の設置を解禁した。

(2) 施行状況

平成 18 年 9 月末日現在の特許業務法人数は、61 法人である。

平成 18 年 9 月末日現在の地方支所数は、全国 306 箇所である。

5. 弁理士の職責・義務の明確化及び競争制限的規定の見直し

(1) 改正の概要

弁理士の職責・義務を法制上明確化し、また、弁理士の業務範囲の拡大に伴い、適切な業務の遂行が求められることから、国民に弁理士の職務を直接監視する機会を設けるため、広く何人からも経済産業大臣に対して弁理士の懲戒請求をできることとした。また、懲戒処分の種類について業務の停止期間を最長 1 年から 2 年に延長するなど懲戒制度の整備を行った。さらに、競争促進によるコスト削減、国民へのサービス向上等の観点から、弁理士法上に規定されていた弁理士の報酬額表規定（標準報酬額表）を撤廃した。また、日本弁理士会においても会則の見直しが図られ、弁理士の広告制限の撤廃等を行った。

(2) 施行状況

平成 18 年 9 月末日現在の改正弁理士法施行後における経済産業大臣への懲戒請求件数は 22 件である。

平成 18 年 9 月末日現在の改正弁理士法施行後における懲戒処分実績は、戒告が 1 名、業務の禁止が 1 名である。

弁理士試験実施状況（平成10年度以降）

	受験志願者数	多枝(短答) 受験者数	多枝(短答) 合格者数	論文合格者数	最終合格者数
平成10年度 (合格率：3.4%)	4,650	4,351	693	146	146
平成11年度 (合格率：4.5%)	5,002	4,690	912	223	211
平成12年度 (合格率：4.9%)	5,531	5,144	1,292	250	255
平成13年度 (合格率：5.6%)	5,963	5,598	1,395	306	315
平成14年度 (合格率：6.9%)	7,176 [2,432]	6,714 [2,346]	2,070 [879]	470 [288]	466 [281]
平成15年度 (合格率：6.9%)	8,569 [3,319]	7,953 [3,173]	2,193 [1,072]	551 [341]	550 [331]
平成16年度 (合格率：7.1%)	9,642 [4,036]	8,883 [3,812]	2,506 [1,315]	634 [372]	633 [376]
平成17年度 (合格率：7.8%)	9,863 [4,477]	9,115 [4,241]	2,840 [1,631]	738 [501]	711 [480]
平成18年度 (合格率：6.8%)	10,060 [4,702]	9,298 [4,436]	2,878 [1,676]	655 [434]	635 [421]

[]内は選択科目免除者数(内数)

能力担保研修および特定侵害訴訟代理訴訟業務試験実施状況

	能力担保研修 修了者数	受験志願者数	受験者数	合格者数
平成15年度 (合格率:68.8%)	840	814	804	553
平成16年度 (合格率:63.2%)	806	985	970	613
平成17年度 (合格率:67.8%)	413	658	640	434
平成15年度から平成 17年度の合計	2,059	2,457	2,414	1,600

平成18年8月末日現在の付記登録者数は、1,518人である。

なお、特定侵害訴訟代理人として関与した弁理士は158名、事件数は354件であった(平成17年3月に日本弁理士会が会員にアンケートを実施し、回収率は72.5%であった。)

制度改正の具体的方向

第1章 弁理士の資質の向上及び量的拡大と責任の明確化

弁理士研修制度について

1. 現行制度の概要

弁理士法上、日本弁理士会は、会則において会員の研修に関する規定を設けることとされており（弁理士法第57条第1項第10号）現行会則においては、「弁理士は、弁理士倫理を保持し、業務に関する法令、専門技術及び実務に精通するよう常に研修に努めること」（会則第56条）とされている。現行弁理士法上、弁理士が受講を義務付けられている研修としては、弁理士法附則第6条¹に基づく研修のみである。

なお、日本弁理士会は、会員の研修受講歴を公表することとされているが（会則第59条）現状では附則第6条に基づいた研修についてのみ公表している。

2. 問題の所在

現在、弁理士は資格を取得すれば、その資格は永続的に有効であり、資格取得後の資質の維持・向上について義務的な措置は存在しない。日本弁理士会では、弁理士の専権業務に関係の深い会員研修及び継続研修等を行っているが、平成17年度において弁理士1人あたり0.5回しか受講されておらず、任意の自主研修を履修している弁理士の数は必ずしも多くなく、任意研修の形で会員の受講者数を上げていくのは困難な状況にある。

さらに、弁理士に対する意見としては、日本知的財産協会会員企業²から、弁理士としての付加価値を何らつけずに企業と特許庁間のつなぎしかしていない、資格は有するものの明細書・答弁書の作成等の実務能力が不足している、弁理士間の能力や対応状況のばらつきが大きくなっている等の意見があり、また、特許庁審査官からは、弁理士が法令・審査基準の改正等の内容を理解していない場合が少なくないという指摘³もある。これらを踏まえると、自己研鑽を怠り、不適切な行為を行う弁理士の存在が出願人及び特許庁における審査等に悪影響を及ぼしていることがあるというのが現状である。

また、弁理士の実務能力のレベルについては、合格者の資質の水準自体は従来と同様であっても、近年の弁理士試験の合格者数の増加にともなって、特許事務

¹ 弁理士法附則第6条に基づく研修は、平成12年の弁理士法改正により、新たに追加された業務（著作権法、不正競争防止法、契約・仲裁）を行うために、同法改正以前に弁理士登録をした者が受けなければならない研修である。

² 財団法人知的財産研究所によるアンケート（平成17年8月）において寄せられた意見

³ 特許庁審査部・審判部におけるアンケート（平成18年7月）において、弁理士の実務能力が乏しく書類内容に不備のある場合や弁理士が最新の法令・審査基準の改正等の内容を理解していない場合が少なくないとの意見が相当数を占めている（参照：参考資料1）。

所や企業に勤務する機会が相対的に減少することにより、弁理士試験合格者がOJT（On the Job Training）により実務能力を習得しにくくなり、実務経験が乏しい弁理士が増加し、ひいては出願人へのサービスの質が低下するのではないかと懸念が指摘されている。

現状、日本弁理士会が弁理士新規登録者に対して行っているいわゆる新人研修については、受講義務がないために、合格者全体のうち受講者が約7割、修了者が約5割という状況にある（平成16年度弁理士試験合格者）。

3. 対応の方向

弁理士に対する研修については、小委員会における議論においても研修の強化自体については肯定的な意見が多かったこと、また、日本弁理士会が行う自主研修の充実による対応の限界や、ユーザーニーズの多様化や建築士に発した資格者の専門能力向上のための仕組みが必要等の議論も踏まえると、弁理士に対する研修の義務化は必要であると考えられる。

研修の種類としては、（1）既登録弁理士の専門能力の維持・向上を図る観点から定期的に行う継続的義務研修と、（2）新人弁理士の実務能力を担保する観点から行う義務研修についての導入が考えられる。

（1）既登録弁理士に対する継続的専門研修

近年の経済のグローバル化や企業の知的財産経営の進展、知的財産制度の充実など、知的財産を取り巻く環境は大きく変化しており、知的財産専門サービスの中核を担う人材である弁理士は、最新の状況を的確に把握し、時代の変化に対応した多様で高度な能力を常に備えることが求められている。特に弁理士は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許出願等の手続についての代理を行うことを業とする業務独占資格であることから、専門的知見を常に維持することが必要である。

また、「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申（平成18年7月31日）」においても、業務独占資格においては、変化していく様々な状況の下で資格者が高い職能技術、能力を維持していくための義務的な研修の検討が必要と指摘されているところであり、各士業に共通する課題として、それぞれが取り組んでいくこととなっている。

例えば、既に公認会計士においては、平成15年の公認会計士法改正において義務研修が導入されており、その資質の向上を図るための研修を年間40単位履修することが義務付けられている。また、建築士においても研修を受けることを義務付ける法案が平成18年臨時国会で、可決成立したところである。

弁理士については、前述のように自己研鑽を怠り、不適切な行為を行う者が少ないとはいえないのが現状であり、これらのことも踏まえれば、弁理士の資質の維持・向上を図るための専門研修について定期的に受講することを弁理士法において義務付けることが適切と考えられる。具体的には、倫理研修（利益相反、顧客への説明責任等）、業務適正化研修（法律、条約及び審査基準の改正対応、適正な出願及び審査対応等）及び標榜業務研修（外国出願関連業務、著作権法等の周辺法、判例研究等）等を主な内容とし、スクーリングとE-ラーニングを組み

合わせつつ、一定期間（例えば5年）以内に一定時間（例えば70時間）の研修を受講することを義務づける。また、この研修は弁理士登録している者が対象であることから、日本弁理士会が主体となり実施することが適切と考えられる。

なお、正当な理由なく、研修を受講しなかった者については、受講勧告を行った上で、それでも従わない者に対しては氏名の公表や懲戒処分などの厳しい措置をとることが必要であると考えられる。

（2）新人弁理士に対する義務研修

独占業務を有する資格制度については、国民の権利や取引の安全性・適正性を確保し安心できるサービスを提供するために業務を行う者が限定されているという趣旨に照らして、近年、資格者の資の確保・向上が社会的要請となっているが、現行の弁理士制度においては、新人弁理士について、弁理士業務を行うために必要な実務能力を担保するための措置は特に設けられていない。

また、近年の弁理士試験合格者は急速に増加してきており、実務経験の乏しい者の割合（平成13年度から平成17年度までの5年間においてみると、会社員及び特許事務所勤務者以外の合格者は毎年約25%から30%）に変化はないものの、そのような者の数は増加している傾向にあるといえる。

そのような状況を踏まえれば、新人弁理士についても、弁理士として必要な実務能力を担保する観点から、研修を義務づけることが適切と考えられる。

〔検討における基本的考え方〕

小委員会における議論を踏まえると、研修の具体的内容としては次のようなものが適切と考えられる。

研修の内容について

- （ ）弁理士倫理、弁理士としての心構えから、条約、工業所有権四法全体に渡る出願手続、書類作成（明細書、特許請求の範囲の作成を含む）、審査対応（意見書・補正書の作成を含む）、先行技術調査等ができるための基本的な知識を体得し理解することを主な内容とするカリキュラムであること。
 - （ ）新人全員が研修を確実に受講するようなスキームであること。
 - （ ）新人弁理士は、社会人または、学生が大部分であることから、この点に配慮し、これらの者が研修を受講できるような、数回（例えば7回程度）のスクーリング及びE-ラーニング研修で、期間は約3か月間程度までとし、研修の修了認定は、出席及び課題に対するレポート提出及びそのチェックにより行い、独立した修了考査は行わない。また、実務経験を有する者等に配慮するため、研修の一部を免除する制度を設けること。
- 弁理士の量的・質的充実が重要との観点から、新たな参入障壁とはならないものであること。

なお、研修の実施時期としては、の（ ）の観点からは、登録前研修の方が登録後研修よりも適当であり、逆に、の観点からは、登録後研修の方が登録前研修よりも適当である。登録前及び登録後それぞれの研修について小委員会において各委員から示された主な考え方は以下のとおり。

登録前研修について

- ・ 参入障壁となることを避ける観点からは、普通に受講すれば修了できる内容とすることが必要であり、修了考査は行わず、出席とレポートで基準点を満たせば修了できるようにするべきと考えられる。また、期間、内容、運用によっては試験合格者の相当数が弁理士になれないこともあり得るため、合格者がまじめに受講すれば修了できるようなものにすることが前提である。
- ・ 登録前に研修を行うことは、知的財産推進計画における弁理士の量的拡大という基本方針に反する参入障壁にあたる。特に、修了考査を行うと、弁理士試験に加えて、さらに試験を行うのと同じこととなり、弁理士の参入が強く規制されることになる。
- ・ 登録前の義務研修は、その研修を修了しないと資格が与えられないという試験と同程度の強力な要件となることを踏まえれば、試験の実施と同様に、基本的には国の管理の下で行うべきであり、外部に委託する場合においても、国が責任を持って設計及び監督を行うべきと考えられる。その際、実施を日本弁理士会等の機関に委託する旨を法令に明記することによって、国の関与を必要最小限とすることは可能であると考えられる。
- ・ 新人弁理士に対する義務研修であることから、免除制度は慎重にあるべきと考える。
- ・ 一定の実務経験を有する者に対する研修免除制度も考え得るが、研修が登録要件であることを踏まえれば、免除の認定の際には、客観的に実務能力を証明させることが必要と考えられる。
- ・ 登録要件としての義務研修を前提とすると、既に弁理士資格を有する者も当該研修で求めるレベルと同等以上の能力が備わっていることを確認する必要があり、現在資格を有する者に対する研修又は考査について検討することも必要と考えられる。
- ・ 受講者は社会人として働いている者が大半であるが、学生もいることから、時間及び金銭的負担を十分勘案すべきであり、特に、登録前に義務研修とすると弁理士業務からの収入を得る前であるため、この点について十分に配慮すべきである。

登録後研修について

- ・ 登録後の義務研修については、登録時に弁理士として必要な実務能力を担保できないことから、登録後に研修を受けずに業務を行う者や、研修後も実務能力が不十分な者を最終的に資格者から排除できないといった可能性がある。
- ・ 登録後研修は受講しない者が想定されるところ、研修を受講しないことによって、資格を取り消すことになると、その間に弁理士資格を有している外見を信じて業務を依頼した者等の保護がなされないことになる。
- ・ 弁理士数が少ない地方においては、弁理士の選択の幅が少ないため、登録後の研修では、研修を受講せずに実力がない弁理士に業務を依頼せざるを得ない場合が生じる。

新人弁理士に対する義務研修の導入については、以上のように、実務能力の最低限の担保を行い、すべての新人弁理士が受講し、かつ参入障壁とならないような制度としていくことが必要であるとの基本的な考え方を踏まえつつ、具体的な研修内容及び実施時期その他につき、政府において具体的な制度設計を早急に進めていくことが期待される。

(3) 研修の受講歴の公表

日本弁理士会では会則第 59 条によって会員の受講歴を公表することになっているが、実際には研修受講歴の公表は、平成 12 年の弁理士法改正時の附則第 6 条に基づいた研修のみである。研修の受講歴は、ユーザーが弁理士を選択する際の必要な情報であるとの観点から、今後は任意研修の受講歴についても日本弁理士会において公表をすべきである。

- (参考資料 1 「審査部及び審判部「弁理士・事務所員の実務に関する状況調査」集計について)
- (参考資料 2 「各土業の研修制度について」)
- (参考資料 3 「海外の弁理士制度の状況及び他の土業における状況」)

． 弁理士試験制度について

1. 現行制度の概要

弁理士試験は、「短答式試験」、「論文式試験」、「口述試験」から構成される。短答式試験は、工業所有権四法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）について 40 問、工業所有権に関する条約について 10 問、著作権法及び不正競争防止法について各 5 問ずつの合計 60 問の試験が行われている。論文式試験は、工業所有権法 3 科目（特許法・実用新案法、意匠法、商標法）を必須科目とし、技術又は法律に関する科目 7 科目（物理工学、情報通信工学、地球工学、機械工学、応用化学、バイオテクノロジー、及び弁理士の業務に関する法律）から 1 科目を任意選択することとされている。さらに、口述試験については、工業所有権法 3 科目（特許法・実用新案法、意匠法、商標法）について行われている。

また、試験の免除については、筆記試験に合格した者に対する次回の弁理士試験の筆記試験の免除に関する規定と、学校教育法第 68 条の 2 に規定する修士又は博士の学位を有する者、情報処理技術者及び行政書士等の他の公的資格者に対して、論文式試験の選択科目についての免除に関する規定が設けられている。

2. 問題の所在

(1) 弁理士試験の一部免除について

知的財産に関する専門職大学院及び法科大学院について

平成 18 年度現在、専門職大学院（法科大学院を除く）は全国で 66 の専攻分野（49 大学）が開講しており、知的財産に関する専門的な人材を育成

する専門職大学院（以下「知財専門職大学院」という）として、平成 17 年 4 月より東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科において知的財産戦略専攻（定員 80 名）が、大阪工業大学大学院知的財産研究科において知的財産専攻（定員 30 名）が開講されている。

これら知的財産権に関する専門職大学院においては、特許法、実用新案法、意匠法、商標法といった工業所有権法に関する科目に加え、知的財産権に関する実務科目及び著作権法や不正競争防止法に関する科目などを幅広く提供しており、高度な知財専門家を育成することを目的としている。

また、法科大学院は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度の中核として、平成 16 年度から導入され、法曹養成に特化した専門職大学院と位置づけられている⁴。

この法科大学院の課程を修了し、法務博士（専門職）の学位を取得した者については、憲法、民法、刑法といったいわゆる六法等についての基礎的な科目を幅広く履修しているだけでなく、選択科目として、知的財産権法や独占禁止法といった関連法令等に係る科目も履修した場合など一定の場合には、法曹としての実践的なスキルについても修得していると考えられる。また、法科大学院においては、弁理士試験の論文式試験の選択科目である民法や民事訴訟法といった科目について数多くの科目を履修することとなっている。

ここで、現行の弁理士試験の試験免除においては、学校教育法第 68 条の 2 に規定する修士又は博士の学位を有する者に対してのみ、その研究分野に相当する選択科目の論文式試験が免除されることとなっており、専門職修士については試験免除が認められていない。このため、知的財産や法律を専門的に学んだ有能な人材が、弁理士として活躍する機会が相対的に失われている可能性があり、工業所有権に関する科目を一定単位以上履修して修士（専門職）の学位を取得した場合には、弁理士試験における試験免除が認められるようにして欲しいとの要望がなされている。

短答式試験等の既合格者に対する試験の一部免除について

現行法においては、筆記試験（短答式試験及び論文式試験）に合格した者は、次回の弁理士試験の筆記試験が免除されることとなっている（弁理士法第 11 条第 1 項）。この免除制度は、筆記試験と口述試験では考查すべき能力が異なっていること、筆記試験に合格した者は翌年であっても筆記試験で考查すべき能力を有していると認められること、さらに、受験者は筆記試験の準備で相当の労力を強いられるため、一度合格した筆記試験を再度受験させることは受験生にとって大きな負担であることから認めているものである。

一方、現行法では、短答式試験に合格した場合であっても、次回の弁理士試験における短答式試験の免除は認められていない。また、論文式試験のうち、工業所有権に関する必須科目と受験者の選択する技術又は法律に

⁴ 司法制度改革審議会意見書 平成 13 年 6 月 12 日
文部科学省ホームページ（http://www.next.go.jp/a_menu/koutou/houka/houka.htm）

関する選択科目とは別々に採点・評価されているが、必須科目（選択科目）に合格した場合であっても、次回の弁理士試験における論文式試験の必須科目（選択科目）の免除は認められていない。

なお、他土業の試験においては、短答式試験に合格した者に対して所定期間、短答式試験が免除される制度や、論文式試験のうち一部の科目について合格した場合に、所定期間、当該科目の論文式試験が免除される制度が導入されているところ、弁理士試験においては、そのような規定は存在しておらず、相対的に受験生の負担が重くなっているとの一部の指摘もある。

こうしたことから、短答式試験合格者に対する次回の短答式試験の免除制度を導入すべきとの指摘や、論文式試験における科目別の合格制度を導入すべきといった指摘がされている。

（２）弁理士試験の試験範囲について

平成 12 年の制度見直しにより、若く有為な人材の参入を促進するために試験科目の簡素合理化を図るとの観点から、工業所有権に係る条約に関する試験は、単独では論文式試験に出題されないこととなった。（条約の知識については、短答式試験の中で 60 問中 10 問出題されることとなった。）

こうした中で、最近の弁理士試験の合格者には、条約の勉強を十分に行わずに合格し、条約の知識が不足している者が増えているのではないかとの見方があり、したがって、条約に関して短答式試験のみでは不十分であり、単独の科目として論文式試験に復活させるべきではないかとの意見がある。

なお、選択科目については、合格者のかなりの割合を免除者が占めているという現状から、その意義が薄れているものと考えられることから、これを廃止すべきものとする意見もある。

3．他土業における状況

公認会計士試験については、試験免除に相応しいカリキュラムを有する専門職大学院の修了者のうち、一定の要件を満たす者について、公認会計士試験の短答式試験⁵における「財務会計論」、「管理会計論」、「監査論」が免除されることとなっている。

税理士試験は、税法に関する試験と会計学に関する試験に分けられ、双方に合格すると最終合格となる。税理士法においては、学校教育法 68 条の 2 に規定する修士の学位又は税法に関する科目に係る専門職大学院の課程を修了した修士（専門職）の学位を取得した者に対する税理士試験の一部の免除を規定している。その際の申請にあたっては、学位証明書等とともに修士又は修士（専門職）取得に係る学位論文の写しを提出する必要があることから、試験免除を受けるためには、専門職大学院において修士（専門職）を取得する過程で、学位論文を策定することが必要となる。

⁵ 新公認会計士試験における短答式試験の科目は、「財務会計論」、「管理会計論」、「監査論」、「企業法」となっている。

4. 対応の方向

(1) 知的財産専門職大学院及び法科大学院について

知的財産専門職大学院の修了者については、工業所有権四法を中心に、知財に関して相当程度の知識を有していることが期待できる。しかしながら、専門職大学院においては、その修了にあたって論文提出が必須でないことから、論文未提出修了者の工業所有権法の応用能力については、そのレベルを客観的に評価する手段がない。また、当該大学院を修了した者は現在のところ存在しないため、その全体的な能力レベルは未知の状態にある。なお、公認会計士試験においては、専門職大学院の修了者のうち、一定の要件を満たす者に関して、短答式試験の一部免除が導入されている。

以上のことを踏まえれば、知的財産専門職大学院については、今後その修了者の能力レベルを注視しつつ、カリキュラム等によって十分な能力レベルが担保されていると認定できる大学院のみを対象として、当該大学院を修了した者に対して、弁理士試験の短答式試験における工業所有権法のみを免除する制度を設けることが適切と考えられる。但し、認定された大学院の修了者が十分な実力を保持していないと認められるときは、その認定を取り消す仕組みを併せて導入することも必要である。

なお、免除する場合には、その有効期間等に一定の制限を設けることも併せて検討することとする。

法科大学院については、弁理士試験の論文式試験における選択科目の「弁理士の業務に関する法律」に含まれる民法、民事訴訟法、行政法、及び国際私法等について履修し、相当程度の知識を有していることが期待できる。しかしながら、法科大学院は平成18年3月に法学既習者コースの第1期生が修了し、今年度の新司法試験を受験したところであり、その実力レベルは未知の状態である。また、法科大学院はその修了にあたって、論文提出は必須とはなっていないことから、論文未提出修了者の関係法律の応用能力については、そのレベルを客観的に評価する手段がない。これらのことを踏まえれば、法科大学院修了者については、今後その能力レベルを注視しつつ、論文提出を要件とすることなども考慮しながら、弁理士試験の論文式試験についての一部免除を検討していくことが必要と考えられる。

専門職大学院修了者に対する試験の一部免除については、以上の考え方が基本であるが、これ以外の知的財産を扱っている大学院についても試験免除の対象に含めるべきではないかとの指摘もあることから、そのような論点も含め、今後より具体的に検討していくことが必要と考えられる。

(2) 試験の一部についての既合格者に対する試験免除の拡大について

他土業の動きを見ると、公認会計士試験や税理士試験等において、短答式試験合格者に対する次年度以降の一部試験免除や論文式試験の科目別既合格者免除制度が導入されている。これらのことを踏まえ、短答式試験においては知識を問い、論文式試験においては論理力を問うというようにそれぞれの試験の目的が異

なっていることも勘案すれば、一度短答式試験に合格して相当の知識を有していることが認められた者については、所定の年数（例として、公認会計士と同様に2年）短答式試験を免除することは合理的と考えられる。

また、論文式試験についても、工業所有権法に関する必須科目と、技術又は法律に関する選択科目では問う内容が異なること、選択科目については既に修士又は博士の学位保有者等に対する免除制度があることを考慮すると、必須科目と選択科目とで個別に合否を判定しても問題は生じないものと考えられる。ただし、必須科目については、論理力に加えて工業所有権に関する知識を問うていることから、免除は所定の年数（例として、公認会計士と同様に2年程度）とし、選択科目については、免除制度において永続的な免除が認められていることに鑑み、既合格者に対する免除についても永続的に認めることとすることが適切と考えられる。

（3）弁理士試験の範囲について

弁理士試験の範囲については、平成12年の制度見直しの際に、工業所有権に係る条約に関する学識や知識量は短答式試験で考查していること、試験科目の簡素合理化により受験者層の拡大を図り、若手の参入を図るという政策目的から、弁理士試験における論文式試験を弁理士の独占業務に関する科目に限ることとし^{注)}、単独での条約科目を論文式試験の対象外とする改正をしたところである。

また、過去の試験の正答率を調べたところ、例えば、平成17年度については、客観的なデータ⁶として現在の試験制度における受験者の条約に関する知識及び条約の解釈・判断のレベルが、旧試験と比較して低下しているとはいえないため、今回論文式試験に単独で条約を復活させることはしないこととする。

他方、国際出願の重要性が高まっている中、条約についての知識及び解釈力への配慮が重要であることも事実である。このため、以下の2つの措置を新たに講ずることにより対応することとする。

工業所有権法令に係る論文式試験の中で、関連した条約の解釈等もあわせて問うことを明確化する。

日本弁理士会における法定義務研修の中で条約関連の講義を行う。

注) 特許庁への国際出願手続も弁理士の独占業務ではあるが、実体審査の部分は各国へ移行してから行われ最初の出願手続のみがその対象であるため、短答式試験の条約科目で求められている知識でカバーできるものである。

⁶ 平成17年度の弁理士試験受験者における、短答式試験の条約に関する問題の正答率は56.4%であり、他の分野の正答率は53.7%。論文式試験においては、条約の解釈・判断を要求する問題が含まれている商標法の平均得点は54.0点(100点満点)、他の科目は特許・実用新案法56.6点(100点満点換算)、意匠法54.3点(100点満点)。

． 弁理士の懲戒制度等の在り方について

1．現行制度の概要

行政庁が弁理士に対して行う懲戒については、弁理士が弁理士法や同法に基づく命令に違反した場合に行政処分として行うこととされており、その種類として(a)戒告、(b)2年以内の業務の停止、(c)業務の禁止の3種類が規定されている。

他方、日本弁理士会が弁理士に対して行う処分については、会員が法令又は会則等に違反し、同会の秩序又は信用を害した場合に行うこととされており、その種類として(a)戒告、(b)2年以内の会員に与えられた権利の停止、(c)経済産業大臣に対する懲戒の請求、(d)退会の4種類が規定されている。

2．問題の所在

知的財産権の重要性の高まりや弁理士の業務範囲の拡大に伴い、知的財産専門サービスの中核をなす弁理士の果たす役割はますます重要なものとなっており、弁理士に対する高い倫理性が求められている中、弁理士に不正又は不当な行為があった場合には適切な懲戒処分を行い、弁理士の信頼性を確保することが重要である。

このような状況下において、平成12年の弁理士法改正以降の同法に基づく大臣による懲戒として、平成16年12月に戒告(1名)、平成18年6月に業務の禁止(1名)を実施しているが、他の士業においては、年間、数件から数十件の懲戒を行っていることと比較すると、弁理士の懲戒の件数は著しく少ないものといえる(参考資料4)。

また、日本弁理士会による処分の実績として、平成12年の弁理士法改正以降、戒告処分6名、会員の権利停止3名、経済産業大臣に対する懲戒の請求2名、退会4名⁷を実施しているが、他の士業について、公表されている範囲で比較しても、処分件数は明らかに少ない状況である(参考資料5)。

このように、弁理士への懲戒及び処分件数が他士業と比較した際に、著しく少なくなっていることの一つの理由としては、行政庁による懲戒と日本弁理士会による処分について、現在はそれぞれの措置基準が明確化されていないため、厳格かつ適正な運用をすることが難しくなっていることが考えられる。

なお、懲戒制度については、規制改革・民間開放推進会議においても議論されてきており、「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申(平成18年7月)」において、「業務独占資格について、主管官庁は、懲戒処分に当たっての基準を明確にするとともに、懲戒事由に該当する場合には基準に照らして、懲戒等の処分を厳格に行うべきである」とされているところである(参考資料6)。

また、弁理士が「業務の停止」の懲戒を受けると、当該弁理士を代理人とする出願人等は、新たな代理人を選任しなければならないなどの負担を強いられ、それによって行政庁が「業務の停止」に踏み切れない場合もありうると思われる。

⁷ 退会処分のすべてが会費未納を理由とするもの。

そのため、このような受任中の業務に係る出願人等の手続を保護しつつ、実効性のある懲戒が実施できるよう、新たな懲戒の種類を設けるべきとの指摘がある。

3. 対応の方向

(1) 懲戒・処分制度の考え方の明確化

懲戒及び処分制度の効率性及び実効性等を高め、適切な措置の実施を図るためには、行政庁が公益的見地から行う懲戒と日本弁理士会が自治的見地から行う処分の考え方を明確に整理した上で、それぞれの措置の運用基準を整備し、公表しておくことが必要と考えられる。

あわせて、弁理士法上の懲戒事由について、現在の「弁理士法や同法に基づく命令に違反した場合」という規定でも読みうるが、解釈を明確化するため、他の士業の例にならい、「故意又は重過失により不適切な業務を行った場合」についても明示すべきと考えられる。

また、懲戒制度の厳格な運用を迅速に行い得るよう、例えば、工業所有権審議会（懲戒部会等）を定期的（年2回程度）に開催できるようにしておくこと等、所要の体制整備を行うことも必要と考えられる。

さらに、日本弁理士会の処分はあくまで会の秩序を維持するための自治的見地から行う行為ではあるが、弁理士の行為が出願人等に対して不利益な行為を及ぼした場合の処分については、行政庁による懲戒と併科することもあり得ることを明確にするとともに、ユーザー保護の観点から、ウェブサイト等を通じて一般へ公表するべきと考えられる。

(2) 懲戒の種類の新設

弁理士に対して「業務の停止」の懲戒を行った場合、特許出願手続やその権利は事案の継続性が長く、高度な専門的知識が継続的に要求されることから、当該弁理士を代理人としていた出願人等は、新たな代理人の選任等を強いられることになるが、それは出願人等にとって大きな負担となると考えられる。

したがって、出願人等の手続及び知的財産の活用の保護を図りつつ、実効性のある懲戒処分を実施するため、懲戒に係る弁理士を代理人とする出願人の手続等に負担が生じないように、現行の「戒告」、「業務の停止」及び「業務の禁止」の他に、「新たな業務の受任の禁止」というような新たな懲戒の種類を設けることが適切と考えられる。

なお、法制化するにあたっては、「新たな業務の受任の禁止」という限定した規定ではなく「業務の停止」を「業務の全部又は一部の停止」と規定し直すとの考え方もあり得る。

(3) 業務の停止命令に違反した場合の措置

現行、行政庁の行う業務の停止命令に違反した場合の措置については、弁理士法上、特段の規定はなく、解釈としては再度、懲戒を行い、業務の禁止命令として弁理士資格を取り消すことになるものと考えられるが、懲戒としての行

政命令に違反している場合であることから、そのような者については、直接、刑罰の対象とする旨の規定を設けることが適切と考えられる。

． 弁理士事務所の補助員について

1．現行制度の概要

弁理士法において、特許出願等に係る手続の代理や出願書類等の作成等を業として行うことは、弁理士又は特許業務法人の独占業務とされており、弁理士又は特許業務法人以外の者が業として行った場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科されることとなっている（弁理士法第75条、第79条）。

2．問題の所在

弁理士の独占業務については、弁理士自身が自ら行うべきことは当然であり、補助員（非弁理士）を使用し、付随する業務を行わせる場合であっても、弁理士の監督の下で、適切な範囲において行うことが求められる。

このような中、弁理士に対する意見としては、日本知的財産協会会員企業から弁理士が事務所に明細書作成を委ね全くチェックしない等の意見があり、また、特許庁審査官等に行ったアンケート（参考資料1）においても、弁理士の対応を求めても事務所に対応させていたり、弁理士の業務範囲の業務を事務所員のみで行っている場合が少なくないとの意見が相当数を占めている。これらを踏まえると、一部の弁理士は、補助員に実質的な代理業務を行わせており、特許庁がそのような知識・経験が不十分な者と対応しなければならないことで、迅速・円滑な審査等の妨げになっているという実態があるものと考えられる。また、このような行為の中には、名義貸しにあたるものもありうると考えられる。

名義貸しについては、日本弁理士会令（弁理士倫理第5条）において禁止されているものの、弁理士法には、名義貸しの禁止規定がない。したがって、弁理士が実質的に補助員等の無資格者に弁理士業務を行わせることについては、弁理士法第29条（信用失墜行為の禁止）違反として懲戒することはできるものの、当該弁理士を名義貸しそのもので弁理士法違反の対象とすることはできず、名義を貸した弁理士に対しては、補助員の非弁行為についての幫助犯と構成する以外には法的制裁手段がないという問題がある。

3．対応の方向

弁理士は、特許庁と出願人との間に立って、権利取得手続等を迅速・円滑に行う役割を担うものであるが、弁理士が補助員に独占業務を実質的に行わせることについては、迅速な審査・事務処理の妨げとなることがあり、実際に審査の現場ではそのような実態が散見されることが指摘されている。また、特許事務所の弁理士1人あたりの特許出願件数（参考資料7）をみても、最も多い事務所では、弁理士1人あたり453件という実態があり、また1人あたり200件以上という事務所も14事務所あり、これらの事務所においては補正書、意見書などの中間手

続も考えると、実質的に補助員に代理業務を行わせていると考えざるを得ない状況にある。

このような弁理士の行為については、弁理士の信用失墜行為として懲戒の対象となりうるものであり、懲戒の運用基準の整備の中で盛り込んでいくことが必要であるが、特許庁がそのような補助員が行う行為について厳格に対応してこなかったことも問題の要因のひとつであると考えられることから、より実効的な対応を図るために、そのような制裁措置の強化とあわせて、特許庁としてもこれまでの補助員への対応を見直し、ガイドラインを整備することが必要である。具体的には、例えば、特許庁審査官、審判官からの内容等についての連絡の対応は弁理士事務所においては弁理士のみができることとすること、また、面接においては、弁理士事務所の補助員は説明をすることができないこととすること等の措置を講ずることが適切と考えられる。

また、弁理士の名義貸しについては、国民の権利や取引の安全性・適正性を確保するために独占業務を有する資格制度の存在意義を揺るがしかねない問題であり、これに対しても厳格に対応していく必要がある。実際、他士業においては、弁護士法、社会保険労務士法、建築士法において、名義貸しの禁止を規定しており、建築士の名義貸し問題に発した士業全体の社会的信頼の醸成の必要性なども踏まえれば、これまでのところ、弁理士の名義貸しが直接問題となるような事件は起こっていないものの、弁理士法においても名義貸しの禁止規定を設けることが適切と考えられる。

第2章 知的財産権に関する専門職としての多様なユーザーニーズへの対応

・ 弁理士法に規定する業務について

- 外国出願関連業務

1. 現行制度の概要

現状、日本の出願人が外国の有資格者を介して外国特許庁へ出願する際の当該出願に係る書類の翻訳文及びドラフトの作成業務や外国有資格者への媒介(以下「外国出願関連業務」という)については、誰でも行うことが可能な業務であり、我が国の弁理士法にも特段の規定はない。

2. 問題の所在

現行制度の下では、外国出願関連業務は単なる翻訳業務に過ぎないとの意識が出願人及び弁理士に見受けられ、弁理士がその重要性を認識せずに書類の作成を行ったりすること等により、問題のある書類が多くなっており、外国出願関連業務を弁理士としての義務と責任をもって遂行する標榜業務⁸として明確に規定すべきとの要望がなされている。

3. 対応の方向

近年、経済のグローバル化や企業の海外活動の拡大により、企業等が海外においても、戦略的に知的財産を権利化・活用していくことが必要となっている中で、外国出願関連業務については、そのような企業等の取組を支援する重要な業務である。他方、当該業務は、現在弁理士法において何ら規定がないため、弁理士としてではなく個人として業務を行っているという建前となっており、当該業務について、特許業務法人業務、守秘義務、懲戒処分といった法令上の規定や、日本弁理士会による指導・監督が及ばないのではないかと疑義がある状況にある。

また、当該業務は、法制上は弁理士も含めて誰でも行うことができるが、実態上は、その専門性に期待して弁理士に依頼している場合が多いという現状(表1)がある。

このことを踏まえれば、これを弁理士の専門性を活かした外国出願に係る国内での準備支援業務として捉え、当該業務を適正に行うべき義務を弁理士に課すために、当該業務の範囲を明確にした上で、弁理士法上の業務として規定することが適切と考えられる。

なお、当該業務を標榜業務として規定する場合には、弁理士に対する研修等において、諸外国の工業所有権法令についての知識等、当該業務を遂行する上で必

⁸ 標榜業務とは、特定の事務又は行為を業として行うこと自体は、特定の有資格者に限定しないが、「・・・士」という名称を用いてその業務を行うことは、当該資格者に限定するというものである。

要となる能力を担保するための措置をあわせて検討することが前提となると考えられる。

表1：外国出願関連業務の現状
(弁理士法改正に向けた実態・意識調査 平成18年1月 日本弁理士会)

外国出願関連業務の依頼先について

- ・大企業(403社中)
特許事務所 90.3% 翻訳会社 7.4%
- ・中小企業(108社中)
特許事務所 87.0% 翻訳会社 0.9%

前問で特許事務所と答えた方の、特許事務所に依頼する理由について

- ・諸外国の法制度を踏まえて権利を守る出願が期待できるから
大企業 76.4% 中小企業 87.2%
- ・他の業務と包括的に依頼しているから
大企業 41.2% 中小企業 33.0%
- ・専門性が期待できるから
大企業 39.6% 中小企業 36.2%
- ・技術的内容を適切に翻訳してくれるから
大企業 29.7% 中小企業 29.8%

- 特定不正競争の拡大

1. 現行制度の概要

現在、弁理士が扱うことができる不正競争防止法に関する業務は、工業所有権に密接に関連するものや技術的性格を有するものとして、弁理士法第2条第4項において「特定不正競争」として規定されている。特定不正競争に係る弁理士業務は、裁判外紛争解決手続についての代理、裁判所における補佐人、特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟の弁護士と共同して行う代理業務があげられる。

2. 問題の所在

弁理士の裁判外紛争解決手続業務、補佐人業務及び弁護士と共同して行う訴訟代理業務の対象は、不正競争防止法第2条に規定する不正競争のうち、「特定不正競争」として同条第1項第1号～第9号及び第12号までのもの(商品等表示、著名表示、商品形態、営業秘密のうちノウハウ等技術的性格を有するもの及びドメイン名に関するもの)に限定されている。このように特定不正競争の範囲が限定されていることが、弁理士が知的財産専門サービスを提供する際に業務制限として障害となるため、特定不正競争の範囲を拡大すべきではないかとの指摘がある。

- (参考) 現在、弁理士の取扱う特定不正競争行為に含まれていない各号の概要
- 技術的制限手段に対する不正競争行為(不正競争防止法第2条第1項第10号, 第11号)
 - デジタルコンテンツのコピー管理技術を無効にすることを目的とする機器やプログラムを提供する行為。
 - 原産地等誤認惹起行為(同項第13号)
 - 商品やその広告若しくは取引用の書類等に、その商品の原産地、品質、製造方法、用途若しくは数量について、誤認させるような表示をする行為。
 - 競争者営業誹謗行為(同項第14号)
 - 自己となんらかの競争関係にある他人の営業上の信用を害するような虚偽の事実を他人に告げたりする行為。
 - 代理人等商標無断使用行為(同項第15号)
 - 外国(パリ条約同盟国、世界貿易機関の加盟国、商標法条約の締約国)の商標に関する権利を有する者の代理人が、正当な理由がなく、当該権者の承諾を得ずに、その権利と同一又は類似するものを商品等に使用などをする冒用行為。

3. 対応の方向

技術的制限手段に対する不正競争行為(第10, 11号)については、情報処理技術等に関する高度な専門知識が必要と考えられることから、弁理士は一般的に、これに対する詳細な知見を有しているとは考えられず、同行為を弁理士法に規定することに妥当性があるとは考えにくい。

原産地等誤認惹起行為(第13号)は、「表示」の妥当性に関して、現実の商品の性能等についての技術論争が行われる場合が多く、技術評価ないし当該技術を表現する「表示」としての妥当性の判断については、技術に関する知見及び商標権に関する専門的知識を有している弁理士の知見が活用できると考えられる。ただし、直接の被害者が消費者であることや不当景品類及び不当表示防止法など工業所有権法令以外の法律にも深く関わるため、弁理士の業務として特定不正競争の範囲に含めるべきではないとの意見もある。

競争者営業誹謗行為(第14号)は、工業所有権を侵害していないにも関わらず、虚偽の事実を流布する行為についての、虚偽性の認定にあたり警告の基礎となる特許権等の効力の及ぶ範囲を検討する必要があるため、工業所有権制度に関する知見が活用できると考えられる。ただし、権利侵害を警告する旨の告知が同行為に該当するか否かの判断について、警告文書の形式や交渉経緯、訴訟への対応能力など具体的事案に応じた法的判断を求められることから、弁理士の業務として特定不正競争の範囲に含めるべきではないとの意見もある。

代理人等商標無断使用行為(第15号)は、権利者に許可なく無断で代理人等が使用した商標についての権利範囲や類似性などを検討する必要があることもあり、商標に関する条約や、外国の商標権制度についての知見が活用できると考えられる。ただし、商標そのものに関する争点以外にも、代理人であるか否か、正当な理由なく行っているかどうかという判断も含まれるため、弁理士の業務として特定不正競争の範囲に含めるべきではないとの意見もある。

なお、不正競争行為に係る業務については、導入して間もないことから訴訟事件に關与している弁理士も少ないこともあり、現状において問題が顕在化していないことや、法律的素養や法律的判断が必要であることから、特定不正競争の範囲をむやみに拡大すべきでないとの意見もある。しかしながら、訴訟事件については、弁護士との共同代理をすることが前提であり、一定程度の訴訟業務等についての知見を有することが必要ではあるが、弁理士に期待されるのは、主として工業所有権についての知見であり、その点、問題はないものと考えられる。

以上を踏まえ、不正競争防止法第2条第1項第13号から第15号（ただし第14号は工業所有権等に関するものに限る）に規定する不正競争行為については、弁理士の有する工業所有権に関する専門的知見を有効に活用することができることから、当該行為において弁理士が取り扱う特定不正競争の範囲に含める方向で検討することが適切であると考えられる。

- 特定侵害事件に係る単独訴訟代理権

1．現行制度の概要

平成14年の弁理士法改正において、一定の条件の下で特許権等侵害訴訟における訴訟代理権が弁理士に対して認められることとなった。

弁理士が訴訟代理業務を行うための条件は、「特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、その旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限りその訴訟代理人となることができる。」と規定されている（弁理士法第6条の2第1項）。

2．問題の所在

現在、弁理士が特許権等侵害訴訟における訴訟代理業務を行うには、原則として弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、弁護士とともに裁判所に出頭しなければならないこととされているが、その場合、依頼者にとっては弁護士及び弁理士双方の代理費用の負担が発生するという問題が生じていることから、特定侵害訴訟における特定侵害訴訟人の単独出廷を認めるように改正すべきであるとの意見がある。

3．対応の方向

弁理士の特定侵害訴訟における訴訟代理人制度は、まだ制度が開始して3年であり、代理の実績も多いとはいえない。このような現状では、弁理士の単独訴訟代理について、現段階で導入を図るのは時期尚早と考えられる。今後とも引き続き、弁理士の訴訟代理の状況や利用者のニーズを注視しつつ、それらを十分に踏まえた上で、将来的に特定侵害訴訟における弁理士の単独出廷について議論を行っていくことが適切であるものと考えられる。

- 水際措置における輸入者及び輸出者の代理権

1．現行制度の概要

知的財産権の権利の侵害に関する業務として、水際での知的財産権侵害物品の輸入を排除するための税関における諸手続の代理がある。これらの諸手続のうち、輸入差止手続における権利者の代理については、平成 12 年の弁理士法改正により、弁理士の業務として規定されており、また、平成 19 年 1 月 1 日より、輸出差止手続における権利者の代理についても行うことができるようになる。

2．問題の所在

弁理士の業務として行い得るのは、権利者の手続代理であって、輸入差止手続における輸入者及び輸出差止手続における輸出者の手続代理については、弁理士の業務とはなっていない。しかしながら、輸入者側及び輸出者側と権利者側で類似する手続も多く、さらに、輸入者及び輸出者側の業務においても、輸出入品が特許権、商標権等の侵害物品であるか否かの判断において弁理士の知見が生かせることから、輸入者及び輸出者の当該代理業務を弁理士の業務に含ませるべきではないかとの指摘がある。

3．対応の方向

水際措置における輸入者及び輸出者の代理については、その代理業務の内容と弁理士が有する専門性を勘案すると、権利者の代理と同様、当該代理業務において弁理士の知見を生かすことができると考えられる。また、アンケート（平成 17 年 11 月～12 月、日本弁理士会）においても約 5 割の者が輸入者側の代理を弁理士に依頼したいという要望を示している。なお、水際における輸入者代理については、十分な事例が蓄積されていないといった意見や、当事者対立構造を有する法律手続に非常に類似する手続であって、弁理士が行うことは望ましくないという意見もみられるが、輸入又は輸出差止申立の後、水際措置に係る訴訟等の法律手続となった場合には、当該手続の代理は弁護士のみが行うことができるものであり、これについては、現行の権利者の代理においても何ら扱いが異なるものではない。

したがって、水際措置における輸入者及び輸出者の代理についても、権利者の代理と同様、弁理士が行うことができるようにすることが適切と考えられる。

弁理士の情報公開の在り方について

1．現行制度の概要

弁理士法上、日本弁理士会は、会則において「日本弁理士会及び会員に関する情報の提供に関する規定」を設けることとされており（弁理士法第 57 条第 1 項第 12 号）また、日本弁理士会の内部規則において、同会は会員の業務における専門分野等に関する情報を広くユーザーに提供することについて規定している

(日本弁理士会会則第 145 条、情報提供に関する規則(会令第 48 号))

現在、ユーザーが弁理士情報を取得する手段としては、日本弁理士会による情報提供システム(以下「弁理士ナビ」という。)のほか、各特許事務所が開設するウェブサイトによる情報提供が存在している。前者については、氏名や事務所の所在地等は全弁理士が登録されているが、専門分野等については任意の開示となっており、実際には、ほとんど開示されていないのが現状である。また、後者の場合、中には弁理士の専門・技術分野等について詳細に開示されている場合もあるが、一部には誇大広告とおぼしき内容のものも存在するとの指摘もある。

2. 問題の所在

財団法人知的財産研究所がおこなったアンケート調査(参考資料 8)によると、ユーザーが弁理士を選択する際のポイントを挙げたものとして、「特許、商標等専門分野における弁理士としての実績」との回答が約 7 割あり、ユーザーにとって弁理士の「専門分野」や「技術分野」(以下、「専門分野等」という)といった情報が重要であることが伺える。

一方、弁理士ナビにおける専門分野等の情報の登録率は約 16%に留まっており、十分な情報提供がなされていないのが現状である。また、弁理士ナビにおける専門分野等の情報は自己申告に基づくものとなっているが、弁理士による技術分野毎の出願件数といった、より客観的な弁理士情報の提供が必要ではないかとの指摘もある。

3. 対応の方向

弁理士情報は、ユーザーが弁理士を探す際に必要不可欠なものであり、かつ、弁理士は、専権業務を付与された士業である以上、ユーザーが弁理士を適切に選択できるよう、必要な情報を公開する責務がある。また、日本弁理士会は、弁理士の強制加入団体であり、ユーザーの視点に立ち、適切な情報を収集し、検索しやすい形で会員の情報を広く国民に提供することが求められる。

他方、現在日本弁理士会が提供している弁理士ナビにおいては、ユーザーのニーズの高い弁理士の専門分野等の情報提供が十分でないという実態があることも踏まえれば、ユーザーの利便性及び弁理士の資質の向上の観点から、日本弁理士会の行う情報開示システムの拡充を図り、次のような方法で、依頼内容にふさわしい弁理士を選択できるような環境を整備することが適切であると考えられる。

弁理士情報のうち、例えば、弁理士としての業務の実績、専門分野、研修の受講履歴等、ユーザーが弁理士を選択する際の情報として必要な事項について、弁理士が日本弁理士会に定期的に報告をすることを義務化する。その際には、個人情報保護法第 23 条等の規定に抵触しないように、義務化とその開示事項について法令に明確に位置付けることが必要となる。

また、義務化した事項について情報の提供を行わない弁理士や、事実に基づかない情報の提供を行った弁理士に対しては、日本弁理士会が勧告を行った上

で、それでも応じない場合には氏名の公表を行い、悪質な場合には大臣の懲戒の対象とすることも考えられる。

なお、義務化した事項の他にも、例えば、技術分野、外国語能力、論文・著作など、ユーザーが弁理士を選択する際のツールとなる情報については、各弁理士が任意事項として日本弁理士会へ提供し、当該情報を一般に公開することも必要であると考えられる。

日本弁理士会は、情報開示に関する苦情や相談に適切かつ迅速に対応できるように、苦情・相談窓口を設置する。

弁理士の誇大広告等に対しては、日本弁理士会の会則や会令において設けられている禁止規定を厳格に運用すべく、同規定に違反した場合の処分について、同会の処分基準の整備の中で明確化を図る。

・ 特許業務法人制度について

1．現行制度の概要

特許業務法人制度は、顧客への継続的対応や総合的サービスの提供を実現する観点から、平成 12 年の弁理士法改正において、それまでの個人事務所の経営形態に加えて創設された特別な法人制度である。

特許業務法人制度の目的は、基本的に弁理士が行ってきた業務を法人が行えるようにするものであり、法人の所有者である社員については弁理士に限定され、債権者に対する社員責任については、社員の連帯による無限責任制であり、2 名以上の弁理士が共同して定款を作成し、登記することをもって設立されるものである。

2．問題の所在

特許業務法人制度は、専門化・高度化する知的財産専門サービスへのニーズに対応するために、総合的サービスの提供を実現すべく導入されたものであるが、現在の法人数は 61 にとどまっております⁹、その利用が十分に進んでいないのが現状である。財団法人知的財産研究所がおこなったアンケート調査等（参考資料 8）によれば、利用が進まない最大の要因は社員の無限責任にあり、具体的には、特許業務法人の大規模化を図ろうとした場合、社員数が多くなれば自己の知り得ないうちに他の社員が関与した業務にまで無限責任を負うことから、大規模法人化が進まないのではないかと指摘がある。また、このような状況に対応するために、社員の役割分担を明確にし、特定事件について社員を指定した場合には、当該指定社員のみが無限責任を負うこととする指定社員制度の導入を要望する意見もある。

さらに、特許業務法人制度の利用が進まないもうひとつの要因としては、社員が複数でなければならぬことが挙げられており、事務所の資産と個人の資産との分離を進めるためや、将来、複数社員法人への移行や他の特許業務法人との合

⁹ 日本弁理士会調べ（平成 18 年 9 月末現在）

併による事務所規模の拡大を容易にするためにも、一人法人を導入すべきではないかとの要望がある。

3. 他士業における状況

(1) 指定社員制度の導入

弁護士法人は平成 14 年 4 月から、監査法人は平成 16 年 4 月から指定社員制度を導入して、無限連帯責任制のもとで一定の要件において社員の対外的責任を限定している。一方、弁護士法人及び監査法人以外の法人については、特許業務法人と同様に通常の無限連帯責任制となっている。

(2) 一人法人制度の導入

弁護士法人において、平成 14 年 4 月から一人法人の設立が認められており、現時点では士業の中で一人法人を認めている唯一の例となっている。

4. 対応の方向

(1) 指定社員無限責任制度の導入について

近年、弁理士の業務内容が専門化・高度化・多様化している中で、企業等の多様なニーズへの適確な対応を図っていくためには、事務所の法人化や法人の大規模化を図り、総合的サービスの提供を実現することが求められている。

他方で、現行の特許業務法人社員の無限責任制度の下では、他の弁理士の業務責任まで負わされることに抵抗感が強いため、特許業務法人化が進んでいないという現状がある。また、法人の大規模化や業務の専門化を進めようとしても、無限連帯責任制度では自分が認識しない他の弁理士の業務責任まで負わされてしまう可能性が高まることから、合併等の流動化を阻害する大きな要因となっているものと考えられる。

また、特許業務法人が導入された平成 12 年の改正時においては、当時は他の士業も無限責任制度を採用していたこともあって、有限責任制度の導入については時期尚早であり、当時の無限責任を前提とした合名会社規定を準用する監査法人形式を採用することとされたが、その後、弁護士法人や監査法人において指定社員制が導入されている。これらの指定社員制度の下では、一般の有限責任制度と異なり、受任した事案については、その社員が引き続き無限責任を負うものであり、指定社員制度の導入は顧客との関係で大きな変化をもたらすものではないものと考えられる。

以上を総合的に勘案すれば、ユーザーの利便性の向上の観点から、指定社員制度を導入することが適切であると考えられる。

なお、特許業務法人の平均所属弁理士数は 6 名程度¹⁰であり、法人資産が乏しい実態も踏まえると、顧客保護の観点から、財務諸表や職業賠償責任保険への加入状況等の情報開示を義務化すること等についても、十分な検討を進める必要があると考えられる。

¹⁰ 日本弁理士会調べ（参考資料 9「特許業務法人所属弁理士数」）

(2) 一人法人制度の導入について

現在、特許業務法人の社員は二人以上とされているが、これは弁理士が死亡した場合などに顧客への継続的な対応を図るという特許業務法人制度の設立趣旨を踏まえたものであり、一人法人を認めることは、当該趣旨から外れるものと考えられる。

他方、弁護士法によって一人法人が認められていること、会社法における設立の規定が緩和されていることもあり、特許業務法人についても一人法人を認めるべきとする意見もある。

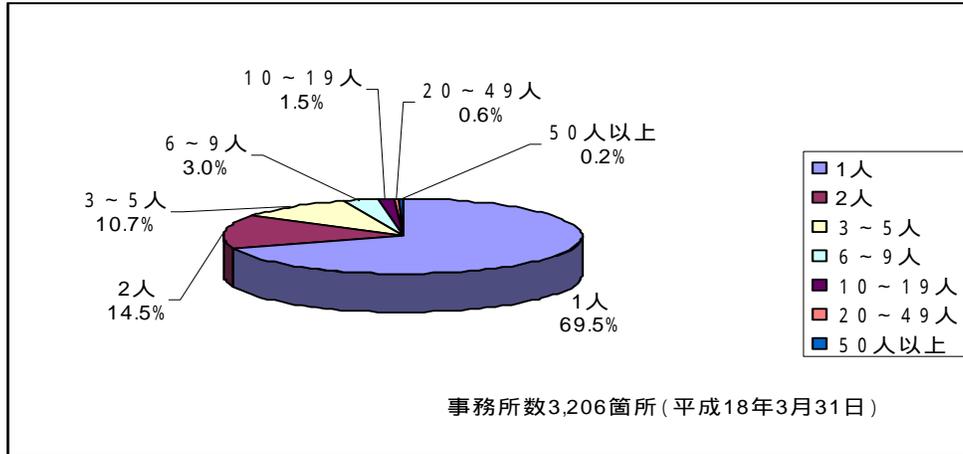
弁護士は一人法人が認められている唯一の士業であるが、これは弁護士事務所の多くが、一人の経営弁護士が勤務弁護士を雇用する、いわゆる「親弁型事務所」である実態を踏まえて導入されたものであり、事務所の約7割(表2)が一人事務所であって、業務の共同化が進んでいない弁理士とは状況が異なるものである。

一人法人制度の導入は、弁理士一人の経営であっても個人の資産の分離が図られるとともに、事務所の特許業務法人化や合併を促すなど、そのメリットがないわけではないが、特許業務法人の本来の趣旨及び現状の弁理士事務所の実態を踏まえれば、一人法人制度の導入は時期尚早であると考えられるものであり、引き続き、弁理士事務所の実態や他士業における状況等に注視しつつ、今後の課題として慎重に検討していくことが必要であると考えられる。

弁理士人数別の主たる事務所の割合

表 2

平成 17 年度末現在



(参考資料 10 「各士業の登録者及び設立法人数」)

(参考資料 11 「各士業の法人制度比較表」)

第3章 その他

． 日本弁理士会の強制加入制度について

1．現行制度の概要

弁理士は、その公共的役割から、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないため、所管省庁に弁理士の監督権が付与されているものの、弁理士の職責を全うするためには、弁理士の自治的な団体により、構成員が相互に監視し、自主的に弁理士の公共的役割の達成に努力し、違反行為の防止に努めることが効果的である。そのため、弁理士資格を有する者は、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に氏名等を登録し、日本弁理士会に入会することを義務づける、いわゆる強制加入制度を採用している。

2．問題の所在

現在の強制加入制度の適否については、従来から規制改革・民間開放推進会議において議論されてきており、そこで決定された「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申（平成18年7月）」において、「（強制加入制度は）試験合格者に追加的な規制を課すとともに、他の資格者団体との間に業務領域などについて障壁を作り、内部においては資格者個々人の自由な業務の展開を抑圧する頸木としての役割を果たしており、これらは利用者である国民にとっての資格者の活用を不自由にする大きな原因となっており、資格者団体への強制入会制度の在り方については、引き続き検討を行っていく必要がある」（参考資料6）とされている。

3．他士業における状況

我が国において法律上、業務独占を認めている主な専門職業のうち、資格者を会員とする団体への入会を義務づけているものは、弁理士の他、弁護士、公認会計士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士及び土地家屋調査士の8資格がある。一方、資格者を会員とする団体への強制加入規定がなく、国が直接的に資格者の登録等の事務を行っているものには、医師、歯科医師、薬剤師、不動産鑑定士等がある。

4．諸外国の現状

米国、イギリスにおいては、弁理士は日本弁理士会のような職能団体への加入が義務づけられていない。一方、ドイツ、フランスをはじめとした欧州諸国（イギリスを除く）では、弁理士に対して職能団体への強制加入が義務づけられている国が多い。

また、韓国においては、平成11年2月に弁理士法が改正され、複数の弁理士会の設立を認めるとともに、弁理士の任意加入制度を導入した。しかしながら、その後、大韓弁理士会の加入率が30%程度に低下し、知的財産権関連の国際協力及び交流事業、特許紛争法律救助などの公益事業の遂行に困難が生じ、平成18

年 3 月に弁理士法が改正され、大韓弁理士会への加入が再度義務化された。

5 . 対応の方向

弁理士の指導・監督等については、弁理士の公共的役割を踏まえ、本来、国が自ら行うべきであるところ、行政の効率化や弁理士の自主的な取組の促進の観点から日本弁理士会が行うこととされており、同会への強制加入制度は、その前提となる制度である。

また、弁理士の資質の向上が求められている中で、弁理士の不適切な行為に対する適正な処分の実施や情報公開の強化等を図るためにも、日本弁理士会の強制加入制度を維持することも一定の役割を果たすものであると考えられる。

さらに、強制加入制度については、競争制限的な側面があるのも事実ではあるが、そのような議論を踏まえて、平成 12 年の法改正において、競争制限的な制度について見直しを図るとともに、平成 13 年の資格者団体に関する独占禁止法上のガイドラインも遵守してきているところである。

したがって、日本弁理士会の強制加入制度については、引き続き競争制限的な運用とならないことを前提として、強制加入制度により弁理士の業務の適正性が担保されているかぎり、維持することが適切と考えられる。

． 知的財産部門の分社化について

1 . 現行制度の概要

近年、企業による経営効率化に向けた取組の一環として、会社分割によって知的財産部門を別の会社として、親会社及びグループ会社の知的財産管理を一元的に行うケースや、グループ企業内の特定の会社において、知的財産管理を一元的に行うケースが増加している。

2 . 問題の所在

弁理士法第 75 条では、弁理士及び特許業務法人の専権業務に関して規定しており、具体的には、「弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続（略）についての代理（略）鑑定若しくは政令で定める書類の作成を業とすることができない。」と規定されている。

企業がグループ会社の知的財産管理を一元化した場合における親会社又は子会社の特許出願等に係る手続代理や出願書類等の作成の代理等に関して、どこまで何ができるのかについて、同条の規定及びその趣旨を踏まえ、また、従来同一社内の知的財産部門が行ってきたことを単に形式上別の法人が行っているにすぎないという実態を踏まえつつ、その取扱を明確にすることが望まれているところである。

3. 対応の方向

弁理士法第 75 条の文言を形式的にとらえれば、知的財産管理を一元的に行う分社化された会社（以下、「知的財産管理会社」という。）の取扱いについて疑義が生じることもあり得るが、知的財産管理会社と従来の知的財産管理部門との違いは、知的財産関連の事務を行う部門が企業内の一部署であるか、同じ企業グループの中ではあるが当該企業とは別の法人であるかという、形式上の差異のみであり、知的財産部門が分社化されることのみによって、企業内で行われてきた知的財産関連業務ができなくなるということは合理性に欠けるものと考えられる。

また、例えば信託業法においては、企業グループ内で完結する信託の引き受けについては、免許や登録を受ける必要がないこととされており（信託業法第 51 条）グループ会社の特殊性に着目して、企業グループ内での取引については通常とは異なる特別な取扱いを設けるといった考え方もある。

これらのことを踏まえれば、基本的に知的財産管理部門を分社化した場合も継続してグループ会社の知的財産関連業務が行うことができることとすることが適切であり、以下の二つの場合に分けて、それぞれの考え方の整理を行い、弁理士法の解釈を明確化し、以下の概要のガイドラインを定めて広く周知することとする。

（1）知的財産管理会社に弁理士が在籍する場合

知的財産管理会社に弁理士が在籍する場合は、本社又はグループ会社の出願業務の代理については、弁理士個人を代理人として記載して、弁理士個人が受任するという対応が可能であると考えられる。この場合、代理業務の報酬は、通常グループ会社から知的財産管理会社に支払われ、ここから弁理士は賃金を受け取ることになるが、知的財産管理会社はグループ会社の一部であるという経済実態に鑑みれば、弁理士が直接依頼元であるグループ会社から報酬を受け取っているものと理解することも可能ではないかと考えられる。

他方、知的財産管理会社に在籍する弁理士が本社又はグループ会社以外の不特定の企業の特許事務を代理して行うことを認めることとすると、実質上、知的財産管理会社が不特定の企業の出願を取り扱うことになる。この場合においても、知的財産管理会社に在籍する弁理士が扱った他の企業の出願の報酬は、当該企業から知的財産管理会社に支払われ、弁理士は自分の所属する知的財産管理会社から賃金を得ているが、この場合には、弁理士の受託先と賃金の支払い元が実質的に異なることから、弁理士個人ではなく知的財産管理会社がグループ外の他社の特許事務の代理を取り扱っているという印象は拭いきれず、弁理士法第 75 条の趣旨に反することとなるおそれがある。

こうしたことから、知的財産管理会社に弁理士が在籍する場合であっても、かかる会社の社員である弁理士がその業務を取り扱うことができるグループ会社の範囲を明確にしておく必要があると考えられる。なお、個人の弁理士が受任する以上、一定の件数にとどめることも必要と考えられる。

(2) 知的財産管理会社に弁理士が在籍しない場合

弁理士の在籍しない知的財産管理会社が、本社又はグループ会社の出願業務の代理又は出願書類の作成を行う場合、弁理士法第 75 条違反となるおそれがあるため、本社又はグループ内の関連会社が出願を行う場合は、その会社が自身で出願業務を行い、知的財産管理会社のスタッフは、あくまでかかる出願業務の支援¹¹を行うにとどめることとすべきである。

他方、知的財産管理会社が不特定の企業の出願業務を支援することとすると、弁理士法第 75 条の趣旨からして好ましくないため、(1)と同様、知的財産管理会社が出願業務を支援することのできるグループ会社の範囲を明確にしておく必要があると考えられる。

(3) グループ会社の範囲について

グループ会社については、信託業法、保険業法施行規則、銀行法施行規則などにおいて「会社集団」の定義として、概ね一の会社及び当該会社の子会社の集団に属する会社と規定されており、今回の議論においても同様とすることが適切と考えられる。

なお、子会社については概ね、会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を有する他の会社と定義されており(信託業法、破産法、信用金庫法など)これらの規定と同様の基準とするのが適切ではないかと考えられる。

・ 利益相反規定について

1. 現行制度の概要

弁理士法第 31 条の趣旨は、依頼者の利益保護及び弁理士の品位保持の観点から、弁理士に対して業務を制限すべき事件を規定しているものである。

このうち、同条第 3 号は、弁理士が代理している事件の相手方からの依頼による他の事件を取り扱うことを禁止している。これは、受任している事件の依頼者の利益保護を図ることを主目的とした規定であり、公平に業務を遂行したとしても、その業務の公平さが疑われかねない行為となるため禁止されている。ただし、依頼者の利益保護を図ることを主目的とした規定であるため、依頼者が同意すれば相手方からの依頼による他の事件を取り扱うことができる。

2. 問題の所在

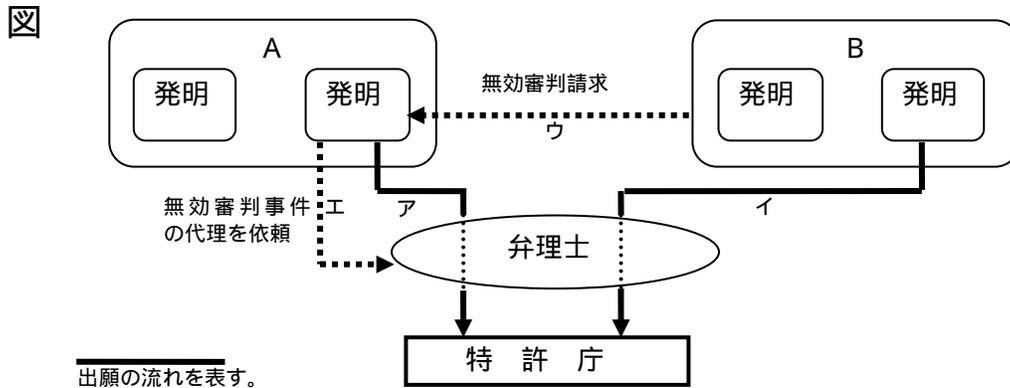
(1) 当事者対立構造をとる事件受任前から受任している事件の取扱いについて

弁理士が出願人 A と出願人 B 双方から継続的に手続代理を受任している状況で、出願人 B が出願人 A を相手とする無効審判を請求し、出願人 A が無効審判について、この弁理士に代理を依頼し、これを受任した場合、出願人 B から新たな出願の手続代理を受任することは元より、当該事件の受任前から受任して

¹¹出願業務の支援とは、特許庁に提出する出願書類の作成そのものではなく、あくまでその基礎資料作成等を指すものである。

いた出願人 B の出願代理についても出願人 A の同意がない限り取り扱うことができないと解されている。

当事者対立構造をとらない事件を取り扱うことが多い弁理士の業務実態を考えると、当事者対立構造をとる事件の受任前から継続受任中の当事者対立構造をとらない事件又はそれから派生する事件についての業務を行うことができなくなることは合理的でないのではないかとの指摘がある。



(2) 弁理士業務に固有の問題点（当事者対立構造をとらない業務）

当事者対立構造をとらない業務については、法第31条第3号に抵触しないが、同一の技術分野又は競争関係にある製品についての特許出願等を別々の依頼人から同一の弁理士がそれぞれ受任した場合、一方の企業の秘密が他方に漏洩するのではないかとの問題がある。

3. 対応の方向

(1) 当事者対立構造をとる事件受任前から受任している事件の取扱について

特許出願等の手続きは、権利取得まで数年を要するとともに、その内容も熟知する必要があることから、仮に当事者対立構造をとる事件を弁理士が受任する場合に、当該事件の受任前から受任している当該事件の相手の出願代理等について、当該事件の依頼者の同意がなかった場合にその弁理士が継続して行えないことは、出願人にとっての利益が損なわれるとの意見がある。

しかしながら、依頼者の利益保護、弁理士の品位保持、依頼者と弁理士との信頼関係の保護という利益相反規定の趣旨を踏まえれば、そのような場合に継続して代理業務を行うことはできず、その依頼者の同意があれば許されるとする従来の考え方が自然であり、むしろ、そのような状態にある場合、当事者対立構造をとる事件をそもそも受任すべきではないとの見方すらある。

したがって、当事者対立構造をとる事件を受任する場合には、その相手方から受任していた業務については依頼者の同意がない限り継続することができないとする従来の解釈を維持することが適切と考えられる。

(2) 当事者対立構造をとらない業務について

同一技術分野又は競争関係にある製品についての特許出願等を異なる依頼者からそれぞれ受任するといったような当事者対立構造をとらない業務の利益相反の禁止については、日本弁理士会が定める弁理士倫理ガイドラインで例示として禁止されているが、現在の弁理士法上は規定されていないことから、それを法律上明確化すべきとの指摘がある。

他方、そのような規定を法律において定める場合、同一技術分野又は競争関係にある製品についての範囲を明確にすることが前提であるがそれは困難であること、また、弁理士の数が少ない地方や専門の弁理士が少ない分野においては、同一技術分野等の出願を異なる依頼人から受任せざるを得ない実態があることを踏まえれば、法律で一律に規定することは難しいと考えられる。

したがって、この問題はその性質上、弁理士倫理と密接な関係を有することから、日本弁理士会において利益相反事件を類型化する等の整理も含め、現行の例示的な規定しかない弁理士倫理ガイドラインをユーザー側の意見も十分に踏まえ大幅に見直し、会としての見解を明確にすること、紛争を避けるために当事者の同意を得ること、また、当事者の同意がある場合にも守秘義務の厳守を徹底すること等の対応を図っていくことが必要と考えられる。

4. 審査部及び審判部「弁理士・事務所員の実務に関する状況調査」集計

< 調査の概要 >

- 審査・審判官が日々接している弁理士・事務所員の対応についての具体的な事実について調査を行ったものである。
- (1)調査時期：平成18年6月から7月
- (2)調査方法：アンケート調査
- (3)調査対象：特許審査第一部から特許審査第四部の審査官、審判部審判官 1,769名
- (4)回収数：543(回収率31%)

	1 ほとんど 無い	比率	2 時々ある	比率	3 頻繁に ある	比率	回答な し	比率
< 弁理士 >								
問1.								
ここ1年の弁理士の以下の対応について、その頻度をご回答ください。該当する番号に をつけてください。 1. ほとんどない(5%以下程度) 2. ときどきある(5~40%程度) 3. 頻繁にある(40%以上程度)								
(手続書類について) 審査基準等の理解が乏しいため、明細書・意見書・補正書等に問題がある	276	51%	216	40%	44	8%	7	1%
最新の法令・基準を理解しておらず、古い法令・基準に沿った明細書・意見書・補正書等を作成する(新規事項の追加であるという指摘に対して、要旨変更か否かで判断するなど)	406	75%	112	21%	21	4%	4	
技術的な理解力が乏しいため、明細書・意見書・補正書等に問題がある	256	47%	244	45%	39	8%	4	
発明のポイントを押さえていないため、特許請求の範囲の構成に問題がある	193	36%	264	49%	82	15%	4	
拒絶理由通知等の内容を十分に理解しておらず、内容の面で、意見書・補正書等に問題がある	266	49%	244	45%	30	6%	3	
特許請求の範囲に含まれることが明らかな先行技術等の存在を承知しているにもかかわらず、広い特許請求の範囲を作成している	130	24%	275	51%	135	21%	3	
補正書中の補正箇所の下線明示、意見書中の補正根拠の提示が十分になされていない	166	31%	307	57%	66	12%	4	
外国出願からの翻訳が適切でないため、明細書・意見書・補正書等に問題がある	76	14%	221	41%	242	45%	4	
(対応について) 弁理士の対応を求めても、自ら対応せずに常に事務所員に対応させている	335	62%	153	28%	42	8%	13	2%
代理人欄(もしくは担当弁理士欄)に氏名の記載がある弁理士が、案件の内容を理解していない	249	46%	201	37%	85	16%	8	1%
審査官又は審判官からの質問に適切に回答できない等、面接等の対応に問題がある	420	77%	91	17%	22	4%	10	2%
審査官又は審判長、審判官が補正案等の提出の回数を制限しているにもかかわらず、それ以上に補正書案等のチェックを求めてくる	450	83%	78	14%	9	2%	6	1%
問2. 上記のいずれかに該当する弁理士は、対応する弁理士のうちでの程度 いますか。 0%以上20%未満 20%以上40%未満 40%以上60%未満 60%以上80%未満 80%以上	- 241	44%	- 144	27%	- 54	10%	回答な し - 45	8%
	- 26	5%	- 33	6%				
< 事務所員 >								
問3.								
ここ1年の、特許事務所の事務所員の以下の対応について、その頻度をご回答ください。該当する番号に をつけてください。 1. ほとんどない(5%以下程度) 2. ときどきある(5~40%程度) 3. 頻繁にある(40%以上程度)								
明細書作成など、明らかに弁理士の業務範囲の業務を、弁理士が関与せずに事務所員のみで行っている	216	40%	190	35%	93	17%	44	8%
審査官又は審判官への対応を、弁理士に相談することなく、あるいは弁理士から指示を受けることなく行っている	295	55%	132	24%	61	11%	55	10%
特許庁に対する手続に関する知識・理解が欠けている	333	62%	154	28%	32	6%	24	4%
問4. 上記のいずれかに該当する事務所員は、対応する事務所員のうち、どの 程度いますか。 0%以上20%未満 20%以上40%未満 40%以上60%未満 60%以上80%未満 80%以上	- 280	52%	- 110	20%	- 53	10%	回答な し - 45	8%
	- 21	4%	- 34	6%				

各士業の法令等に根拠を有する研修制度について

		弁理士	弁護士		公認会計士	司法書士	税理士	行政書士	社会保険労務士	土地家屋調査士
登録前義務研修	名称	無し	司法修習		実務補習	無し	無し	無し	(労働社会保険諸法令関係事務指定講習)(*2)	無し
	研修に関する根拠規定	無し	裁判所法第66条、第67条		公認会計士法第16条、第28条 公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令 実務補習規則	無し	無し	無し	(社会保険労務士法第3条、「社会保険労務士となるための実務経験の認定について」(通達))	無し
	実施主体	無し	最高裁判所(司法研修所)		大臣の認定する実務補習団体 (日本公認会計士協会)	無し	無し	無し	(全国社会保険労務士会連合会)	無し
	修了考査の有無	無し	有り(裁判所法第67条)		有り(実務補習規則第7条)	無し	無し	無し	無し	無し
	不合格者の取扱い	無し	未公表(3か月程度の補習を受けて再考査)		次年の修了考査を再度受験する(実務補習規則第7条)	無し	無し	無し	無し	無し
登録後義務研修	名称	無し	倫理研修(登録1年目)	新規登録弁護士研修	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	研修に関する根拠規定	無し	倫理研修規程第3条 倫理研修規則第2条第1項	新規登録弁護士研修ガイドライン	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	実施主体	無し	日本弁護士連合会	日本弁護士連合会、各弁護士会、 各弁護士会連合会	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	修了考査の有無	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	不合格者の取扱い	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	不履行者の取扱い	無し	直近の研修への参加	各会により異なる	無し	無し	無し	無し	無し	無し
継続研修(義務)	名称	無し	倫理研修(年次制)	継続研修(単位制)	継続的専門研修(単位制)	倫理研修(年次制研修)	無し	無し	無し	無し
	研修に関する根拠規定	無し	倫理研修規程第3条 倫理研修規則第2条第2項	第二東京弁護士会会則第19条の3 会員研修規則第12条	公認会計士法第28条 公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令 会則第83条	司法書士法第25条(努力規定) 会則第68条 日司連会員研修規則(第4条第3項)	無し	無し	無し	無し
	頻度・時間数	無し	登録5年・10年・20年・30年目	1年に12時間(研修規則第15条)	1年に40時間(内閣府令第1条)	満3年、満8年及び以後5年ごと(会員研修実施要領第3)	無し	無し	無し	無し
	実施主体	無し	日本弁護士連合会	第二東京弁護士会	日本公認会計士協会	日本司法書士会連合会、司法書士会	無し	無し	無し	無し
	修了考査の有無	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	不合格者の取扱い	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
不履行者の取扱い	無し	直近の研修への参加	会長による勧告(会員研修規則第19条) 当該年度の単位が不足している場合、翌年の履修単位に不足分が加算される。	一 当該会員が従事する監査業務の 辞退勧告 二 当該会員が本会の役員等である 場合は辞任勧告 三 各種外部委員等への推薦の除外 (継続的専門研修制度に関する規則 第6条の2第2項) 会員向け広報誌への氏名公表 (会則第31条の2)	会長は、不参加事由の報告を求める。 (年次制研修不参加者に対する 指導要領4) 未報告の場合、会長は報告するよう 指示する。(指導要領5) 不参加者に対して、次年度における 研修への参加を連絡する。(指導 要領6) 会長による指導(指導要領7) 会長の指導に従わない場合、注意 勧告(指導要領8)	無し	無し	無し	無し	

(8 資格を選択した理由) 法律により資格者団体の設立が義務付けられるとともに、資格者団体に入会しなければ当該資格者の業務を行うことができない、強制入会制が採られている士業である。

(*) 弁理士の「資質の向上のための研修」は、平成12年の弁理士法改正により業務範囲が拡大したことに対応するためのもので、改正法施行から2年の時限措置である。

(*2) この講習は、社会保険労務士法第3条第1項の規定に基づき、社会保険労務士となるための資格として、国家試験合格等に加え、「労働社会保険諸法令事務について2年以上の実務経験」又は「厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるもの」が要件とされていることに伴い、全国社会保険労務士会連合会が厚生労働大臣の認定を受けて「2年以上の実務経験」に代わる資格要件を満たすために実施している。

海外の弁理士制度の状況及び他の士業における状況

1. 海外の弁理士制度における実務能力担保措置の状況

主要各国の弁理士制度においては、弁理士の資格付与要件として、一定の実務能力を担保・確認するのが一般的。具体的には、欧米や中国においては、試験の受験要件として理工系の学位や一定の実務経験を求めており、また、多くの国で出願書類の作成といった実務試験を実施している。また、ドイツ及び韓国においては、登録前研修の受講を義務付けている。

国名	措置	内容
米 国	受験資格	受験者は、十分な科学的・技術的訓練を受けていることを次のいずれかにより証明 <ul style="list-style-type: none"> ・技術的学科で学士を取得 ・所定の技術系単位を取得 ・実務能力を測る技術基礎試験の合格
欧 州 (欧州特許代理人)	受験資格 試験科目	受験者は、以下の全条件を満たすことが必要 <ul style="list-style-type: none"> ・技術・自然科学分野の学位取得者 ・3～6年の実務経験 出願書類作成・意見書作成・異議書類作成
イギリス	受験資格 試験科目 登録要件	受験者は、以下のいずれかを満たすことが必要 <ul style="list-style-type: none"> ・理工系の学位取得者又はそれと同等の試験合格者 ・商標実務経験者 出願書類作成・特許侵害実務 資格取得には最低2年間の弁理士事務所等での実務経験が必要
ドイ ツ	受験資格 試験科目 義務研修	受験者は以下の全条件を満たすことが必要 <ul style="list-style-type: none"> ・技術・自然科学分野の学位取得 ・1年の技術分野の実務経験 ・登録前の義務研修（参照） 問い合わせ回答作成・鑑定書作成等 工業権利保護分野での最低34ヶ月の義務研修
フ ラ ンス	受験資格 試験科目	受験者は以下の全条件を満たすことが必要 <ul style="list-style-type: none"> ・技術・科学分野の修士号取得 (商標弁理士は法律系の修士号) ・最低3年の工業所有権分野の実務経験 明細書・鑑定書作成等
中 国	受験資格 試験科目	受験者は以下の全条件を満たすことが必要 <ul style="list-style-type: none"> ・理工系分野の学士取得者であり、一種の外国語を修得している者 ・特許法・関係法律の知識に詳しい ・科学技術又は法律に関する2年以上の実務経験 出願書類作成、出願手続、文献調査等
韓 国	義務研修	弁理士登録には、登録申請前に1年以上の実務修習の修了が必要

2. 他土業における実務能力担保措置の状況

国内の他土業においては、7土業中6土業において、資格付与の要件として何らかの形で一定の実務能力を担保・確認している。具体的には、弁護士、公認会計士において登録前研修を義務付けており、公認会計士、税理士、社会保険労務士において一定の実務経験を登録要件としており、また、司法書士及び土地家屋調査士において実務に関する試験を実施している。

国名	措置	内容
弁護士	義務研修	資格取得には、司法修習を終えなければならない
公認会計士	義務研修 登録要件	資格取得には、実務補習を修了しなければならない 資格取得には、公認会計士の業務補助等の期間が2年以上必要
税理士	受験資格 登録要件	受験者は以下の条件のいずれかを満たすことが必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実務経験が3年以上 ・ 大学・高専において法律学又は経済学を履修 ・ 司法試験合格者等 資格取得には、会計事務等に従事した期間が通算2年以上必要
社会保険労務士	登録要件	資格取得には、2年以上の実務経験か指定講習修了のいずれかが必要
司法書士	試験科目	申請書類に関する試験科目がある
土地家屋調査士	試験科目	平面測量問題・作図問題
行政書士	特になし	

行政庁及び士業団体による懲戒及び処分実績

士業	行政庁による懲戒実績	士業団体による処分実績
弁理士	(H16 年度) 戒告 1 件 (H17 年度) - - (H18 年度) 業務の禁止 1 件	(H17 年度) 戒告 2 件 権利停止 1 件 大臣への懲戒請求 1 件
弁護士	行政庁による懲戒制度はない	各弁護士会による懲戒処分件数 (平成 17 年) 戒告 35 件 権利停止 22 件 退会命令 3 件 除名 2 件
公認会計士	(H17 年度) 戒告 1 件 業務停止 9 件	件数については未公表
税理士	(H16 年度) 業務停止 17 件 業務禁止 5 件	件数については未公表
司法書士	(H17 年度) 戒告 18 件 業務停止 15 件 業務禁止 3 件	(H17 年度) 各司法書士会による注意勧告件数 29 件
土地家屋調査士	(H17 年度) 戒告 7 件 業務停止 19 件 業務禁止 1 件	連合会では各土地家屋調査士会による処分等について取りまとめていない
行政書士	(H17 年 9 月～18 年 6 月) 業務停止 4 件 業務禁止 1 件	(H17 年 9 月～18 年 6 月) 各単位会による処分件数等 処分 22 件 都道府県知事への懲戒請求 4 件
社会保険労務士	(H17 年度) 戒告 1 件 業務停止 2 件 失格処分 1 件	連合会では各社会保険労務士会による処分等についてとりまとめていない

(注 1) 8 士業を選択した理由：法律により資格者団体の設立が義務づけられているとともに、資格者団体に入会しなければ当該資格者の業務を行うことができない、強制入会制が採られている士業。

(注 2) 件数の出典先：官報や行政庁・団体のウェブ掲載情報又は聴取によるもの。

弁理士に係る懲戒制度と処分制度の比較

	弁理士法に基づく懲戒	日本弁理士会会則に基づく処分
目的	国民の公益的見地	会の自治的見地
根拠規定	弁理士法や同法に基づく命令に違反した場合 (弁理士法第 32 条)	弁理士法若しくは同法に基づく命令又は会則若しくは会則に基づく命令に違反した場合において、会の秩序又は信用を害したとき(会則第 49 条第 1 項)
請求者	何人も請求可 (弁理士法第 33 条第 1 項) 職権による場合 (弁理士法第 33 条第 3 項)	何人も請求可(会則第 50 条) 職権による場合 (会則第 51 条第 1 項)
処分の種類	戒告 二年以内の業務の停止 業務の禁止 (弁理士法第 32 条)	戒告 この会則によって会員に与えられた権利の 2 年を限度とする停止 経済産業大臣に対する懲戒の請求 退会 (会則第 49 条第 1 項)
請求件数	平成 13 年 1 件 平成 14 年 1 件 平成 15 年 2 件 平成 16 年 7 件 平成 17 年 6 件 平成 18 年 5 件	平成 13 年度 7 件 平成 14 年度 2 件 平成 15 年度 4 件 平成 16 年度 23 件 平成 17 年度 22 件
処分実績 (新法施行後)	戒告 1 名 業務の禁止 1 名	戒告 6 名 会員の権利停止 3 名 経済産業大臣に対する懲戒の請求 2 名 退会 4 名
(旧法) 平成 8 年～ 平成 12 年	処分実績なし	戒告 5 名 退会 5 名

日本弁理士会の処分事由

処分の種類・件数	処分事由
<p>戒告 11件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商標出願手続の処理を懈怠しながら、高額な手数料を請求。 ・封筒を再利用し、消印日を悪用。 ・サービスマークの特例出願と通常出願を取り違えて出願し、出願人の意思に反した補正を行った。 ・外国に特許事務所を設置。(旧会則第20条違反)(2件) *現在は設置可。 ・手数料を受領したが、特許出願をしなかった。10年以上経ってから受領した金員を供託した。 ・予納残高不足の頻発(5件)
<p>会員の権利の停止 3件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人の協議を受けて特許権の成立に賛助したにもかかわらず、無効審判請求を代理した。 ・予納残高不足の頻発。庁への支払い遅延。改善が見受けられない。(2件)
<p>大臣への懲戒請求 2件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一出願について、出願代理と特許異議申立の双方代理。 ・予納残高不足の頻発。庁への手数料未納。
<p>退会 9件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会費未納(7件) ・封筒を再利用し、消印日を悪用して納付書を庁に提出した。 ・傷害罪で罰金刑に処せられた。

(平成8年度から平成17年度)

規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申
(規制改革・民間開放推進会議、平成 18 年 7 月)より抜粋

懲戒処分等の適正な実施

弁護士以外の業務独占資格においては、資格者はその行った法律違反を含め不適切な行為に対して、所管大臣から懲戒処分を受けることになっている。しかしながら、懲戒処分に当たっては、処分を行う基準等が明確でなかったり、資格によってはこれまで極端に処分実績が少ないものもあるなど、適正に処分が行われてきたことに疑念を抱かざるえない部分もある。また、処分の内容については、官報等で公表することとされていない資格もある。

懲戒処分に当たっては、まず、懲戒処分の基準を明確にすることが必要である。さらに、不適正な行為を行った資格者に対しては、懲戒等の処分が厳格に行われるべきことは、資格者の倫理観・責任感を維持する観点からも当然であり、厳格かつ適正な処分により、他の資格者の不適切な行為に対する抑止力となると考えられる。また、処分等の対象となった者の氏名、行為や処分の内容等の公表は、不祥事案の再発を抑止するとともに、資格者の提供するサービスの利用者である国民に注意を喚起することによって不測の損害を被ることを防止する観点からも重要である。

(中略)

業務独占資格について、主管省庁は、懲戒処分に当たっての基準を明確にするとともに、懲戒理由に該当する場合には基準に照らして、懲戒等の処分を厳格に行うべきである。懲戒等の処分の対象となった者の氏名並びに行為及び処分の内容等を公表すべきである。

強制入会(団体)の在り方

今年度ヒアリングを実施した業務独占資格の事務系 10 資格のうち、公認会計士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、行政書士の 8 資格では、法律により資格者団体の設立が義務付けられるとともに、資格者団体に入会しなければ当該資格者の業務を行うことができない、強制入会制が採られている。不動産鑑定士については、法律上、団体の設立及び入会を強制する規定はなく、実際、民法(明治 29 年法律第 89

号) 第 34 条の規定に基づく任意入会制の社団法人が設立されている。

資格者団体及び関係省庁は、強制入会制を採る主な理由として、資格者の品位保持、資質の維持・向上、資格者の非行の抑制、低所得層等に対するサービスの提供、行政からの連絡・示達の利便性等を挙げている。

しかしながら、これらの理由は、当該資格者団体に入会しなければ資格者としての業務を行うことができないという追加的な規制を試験合格者に課することを正当化するものとは考えられない。強制入会制度をとらないと会員数が減少して資格者団体が維持できないという財政上の理由も上げられるが、資格者団体の維持は会員にとって魅力のある活動を当該団体が行うことによって図られるべきは当然のことである。

強制入会制度は、試験合格者に追加的な規制を課すとともに、他の資格者団体との間に業務領域などについて障壁を作り、内部においては資格者個々の自由な業務の展開を抑圧する頸木としての役割を果たしており、これらは利用者である国民にとっての資格者の活用を不自由にする大きな原因となっている。したがって、資格者団体への強制入会制度の在り方については、引き続き検討を行っていく必要がある。

4. 弁理士1人あたりの特許出願件数(2003年)

	事務所	特許出願件数		事務所	特許出願件数
1	A事務所	453	26	W事務所	138
2	B事務所	398	27	X事務所	138
3	C事務所	394	28	Y事務所	137
4	D事務所	379	29	Z事務所	136
5	(業)a事務所	360	30	AA事務所	131
6	E事務所	327	31	BB事務所	121
7	F事務所	324	32	CC事務所	115
8	G事務所	293	33	(業)d事務所	111
9	H事務所	269	34	DD事務所	105
10	I事務所	260	35	EE事務所	104
11	J事務所	245	36	FF事務所	102
12	K事務所	234	37	GG事務所	100
13	L事務所	215	38	HH事務所	100
14	M事務所	215	39	II事務所	98
15	N事務所	194	40	JJ事務所	86
16	(業)b事務所	165	41	KK事務所	86
17	O事務所	162	42	LL事務所	86
18	P事務所	158	43	MM事務所	78
19	Q事務所	157	44	NN事務所	67
20	R事務所	157	45	OO事務所	67
21	(業)c事務所	154	46	PP事務所	66
22	S事務所	147	47	QQ事務所	47
23	T事務所	144	48	RR事務所	44
24	U事務所	143	49	SS事務所	43
25	V事務所	139	50	TT事務所	36

2003年時点での出願件数上位50特許事務所を対象とし、事務所あたりの出願件数を、当該事務所に所属する弁理士数で割ることによって算出している。

弁理士制度の実態及び今後の方向性に関するアンケート調査
 「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究報告書」抜粋
 (平成 18 年 3 月、財団法人 知的財産研究所)

【調査の趣旨】

我が国の弁理士制度の実態と問題点を把握することを目的とし、今後の方向性について検討を行うために、日本知的財産協会会員企業、中小企業及び弁理士を対象として弁理士制度全般に関するアンケート調査を実施。

【調査の概要】

調査期間：平成 17 年 8 月～9 月

対象者：日本知的財産協会会員企業 870 社 中小企業 400 社 弁理士 6,097 名

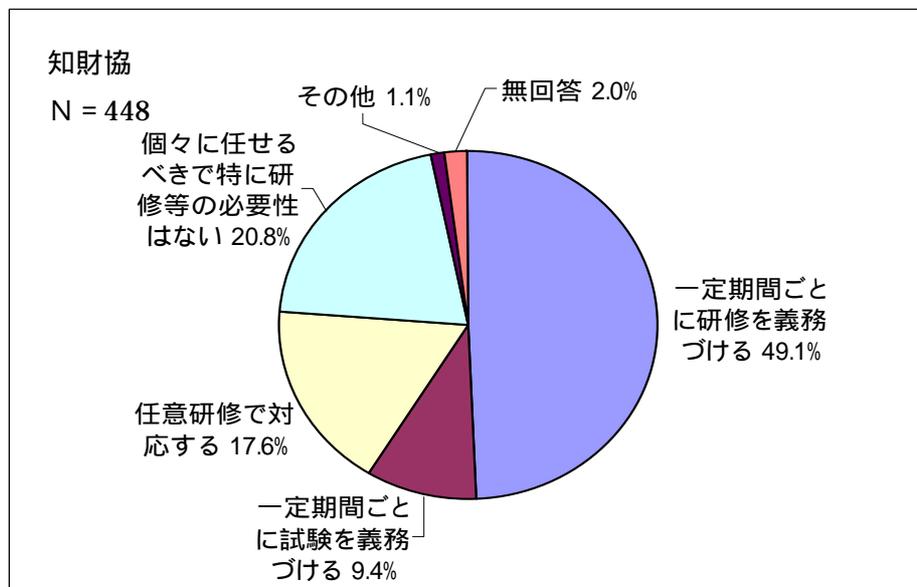
回答率：日本知的財産協会会員企業 31.4% 中小企業 51.5% 弁理士 31.8%

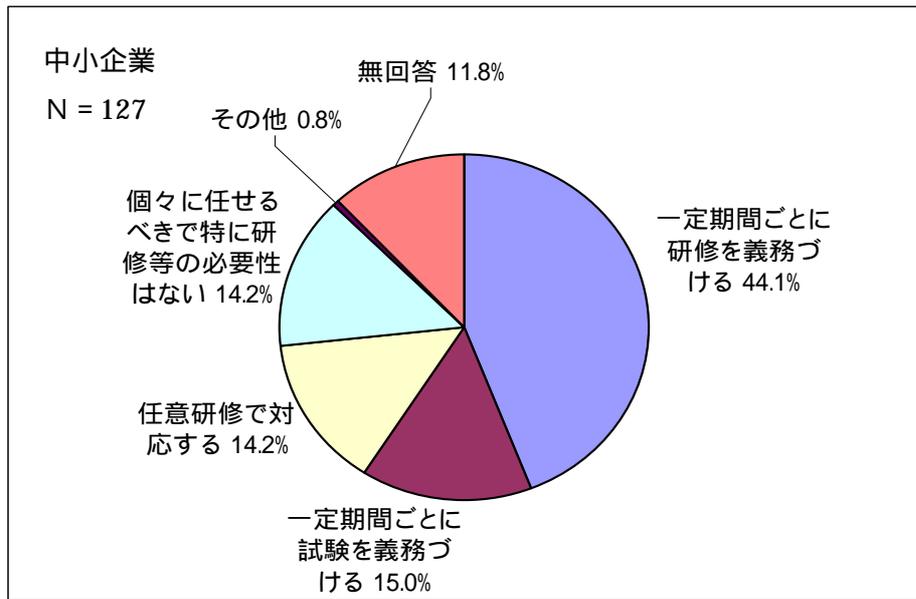
〔弁理士研修制度について〕

弁理士の知識習得を継続的に担保する方法

(回答対象者：知財協会会員企業、中小企業)

弁理士の知識習得等を継続的に担保する具体的方法として、何が必要と考えますか。下記選択肢の中から最も当てはまるとと思われるものを1つ選び、番号に○をつけてください。



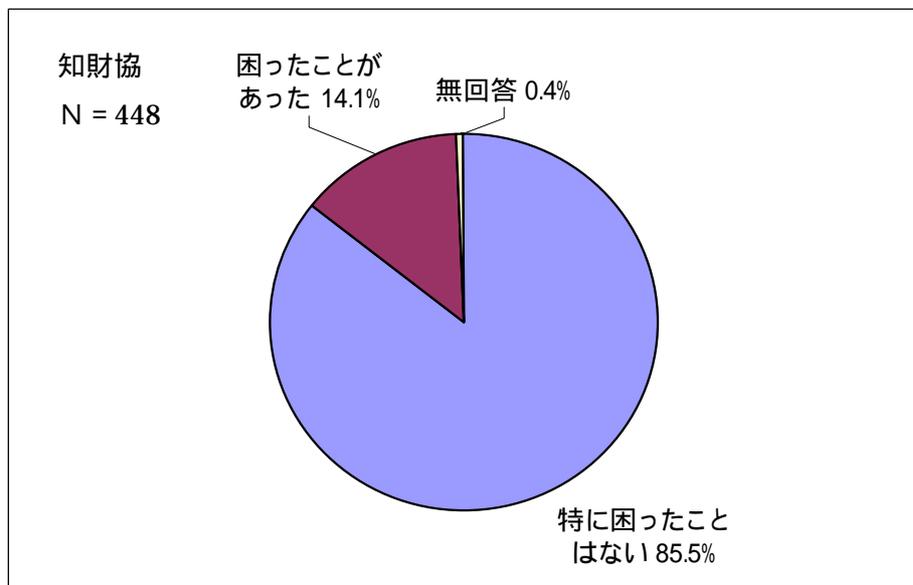


〔弁理士倫理〕

弁理士に業務を依頼して倫理的な側面で困ったことの有無

(回答対象者：知財協会企業)

弁理士に業務を依頼した時に、倫理的な側面で困ったこと(秘密情報漏洩、利益相反規定抵触、不誠実対応等)はありますか。下記選択肢の中から当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。また、困った内容について記載してください。



～困ったことの内容～

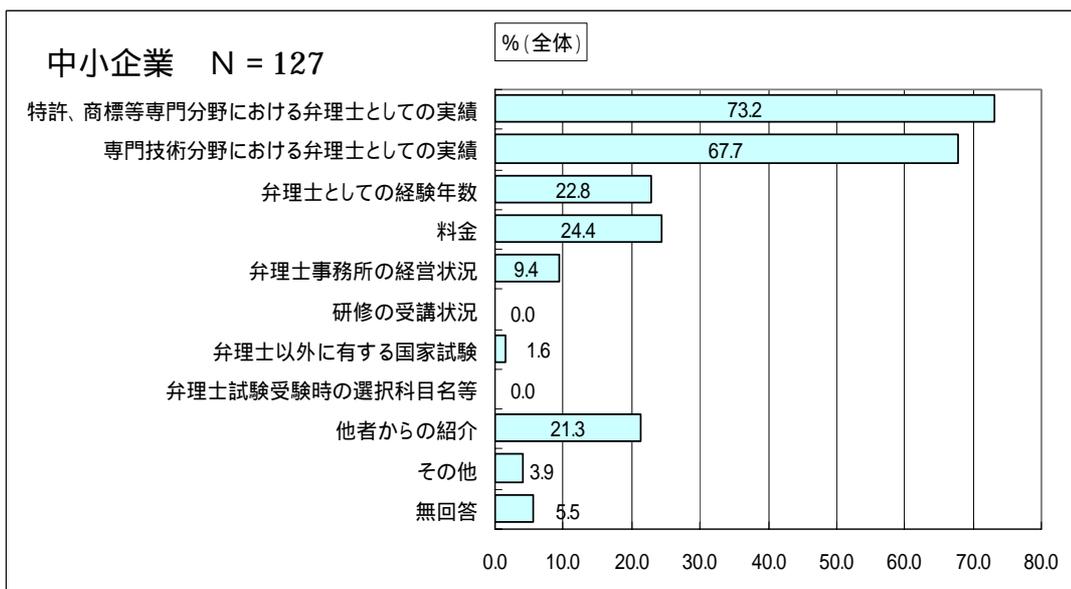
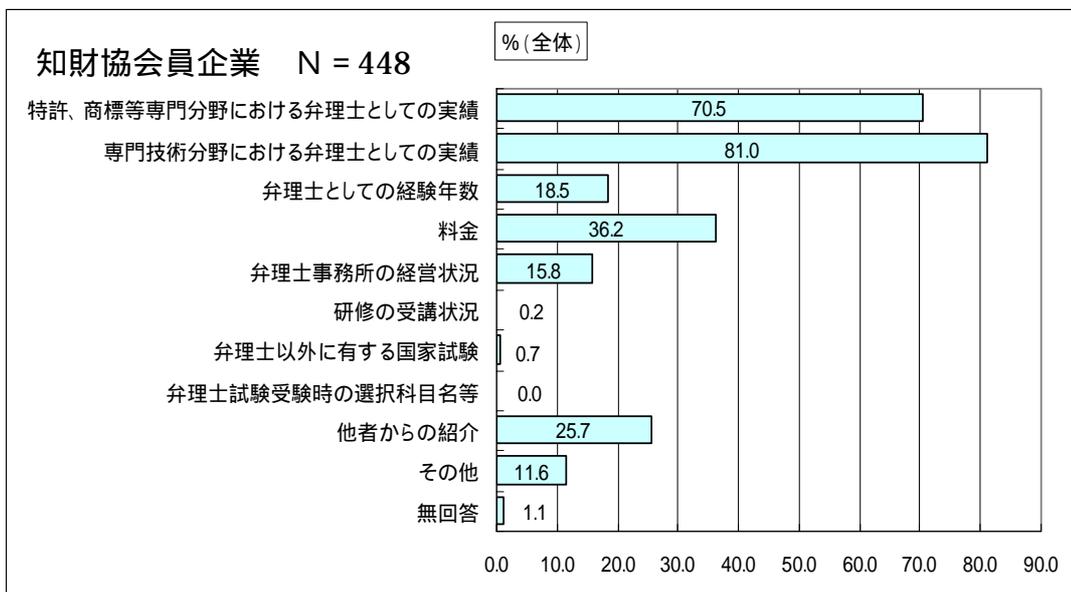
- ・ 出願書類の作成遅延、中間処理案件の報告遅延
- ・ 立替金、年金、登録料等の使い込み

- ・ 手続ミスを報告しない、ミスを隠すために書類偽造
- ・ 不誠実な態度、発明者を問い詰める、違法手続の提案

〔弁理士情報について〕

弁理士を選択するポイント（回答対象者：知財協会企業、中小企業）

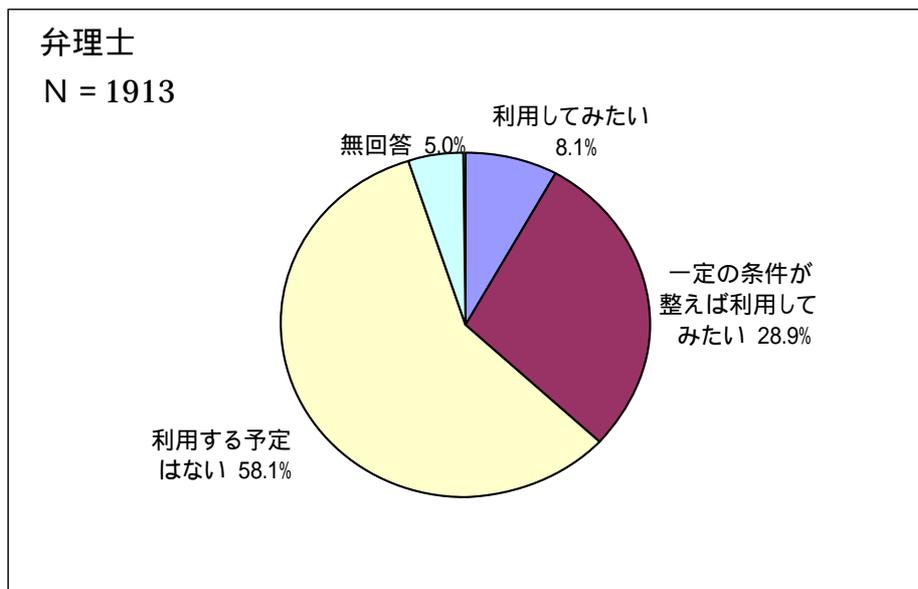
弁理士を選択する場合のポイントとして考えられるのは何でしょうか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選んでください。



〔特許業務法人制度に関して〕

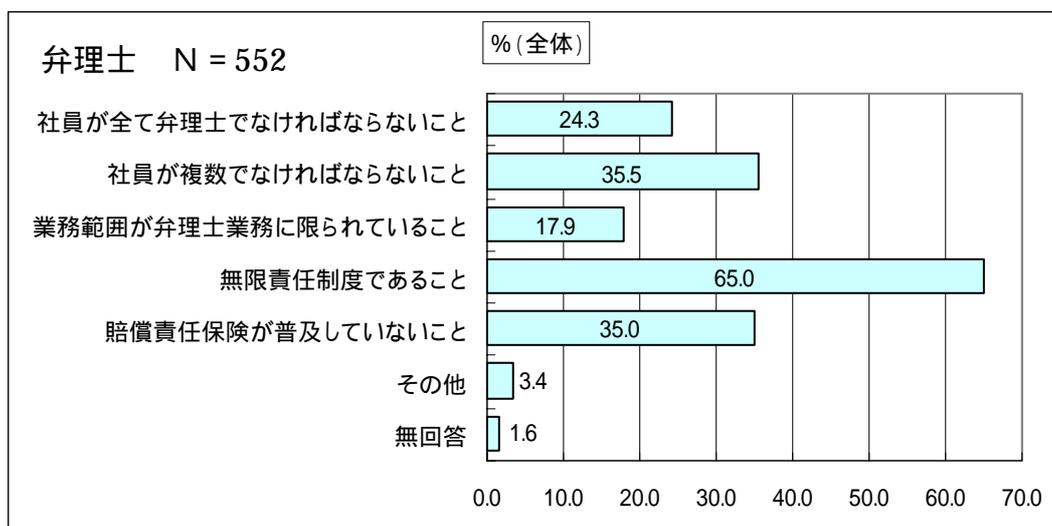
特許業務法人制度の利用の意向（回答対象者：弁理士）

平成12年の弁理士法全面改正により、特許業務法人制度が認められましたが、同制度を利用してみたいですか。下記選択肢の中から当てはまるものを1つ選んでください。



どのような条件が改善されれば利用を希望するか（回答対象者：弁理士）

前問で「一定の条件が整えば、利用してみたい」と回答された方にお伺いします。どのような条件が改善されれば利用を希望しますか。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選んでください。



特許業務法人所属弁理士数

所属弁理士数	平成18年3月末		平成17年3月末		平成16年3月末		平成15年3月末		平成14年3月末		平成13年3月末	
	法人数	所属弁理士総数	法人数	所属弁理士総数								
・2人	12	24	9	18	7	14	7	14	4	8	1	2
・3人	7	21	8	24	2	6	2	6	2	6	-	-
・4人	10	40	3	12	3	12	1	4	1	4	-	-
・5人	2	10	2	10	2	10	3	15	2	10	-	-
・6人	-	-	2	12	4	24	1	6	1	6	-	-
・7人	6	42	4	28	2	14	0	0	-	-	-	-
・8人	6	48	4	32	1	8	1	8	1	8	-	-
・9人	2	18	1	9	2	18	2	18	2	18	1	9
・10人以上～15人未満	5	63	6	73	5	56	3	32	-	-	-	-
・15人以上～20人未満	3	49	2	30	-	-	-	-	-	-	-	-
・20人以上	1	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	54 [6]	336	41 [6]	248	28 [6]	162	20 [5]	103	13 [5]	60	2 [5]	11

(参考)

監査法人における所属公認会計士			152 [55]	8,409	151 [53]	7,959	146 [52]	7,537	148 [47]	6,901	148 [45]	6,677
-----------------	--	--	---------------	-------	---------------	-------	---------------	-------	---------------	-------	---------------	-------

(注) []内は1法人あたりの平均所属人数

各士業の登録者数及び設立法人数

士業	登録者数	設立法人数		備考
弁理士	6,695名	特許業務法人	54法人	2006年3月31日現在
弁護士	22,056名	弁護士法人	194法人	2006年4月1日現在
税理士	69,243名	税理士法人	1,079法人	2006年3月31日現在
公認会計士	16,379名	監査法人	162法人	2006年3月31日現在
司法書士	18,060名	司法書士法人	157法人	2006年4月1日現在

各士業の法人制度比較表

準拠法	税理士 (税理士法)	弁護士 (弁護士法)	公認会計士 (公認会計士法)	弁理士 (弁理士法)
法人の名称	税理士法人	弁護士法人	監査法人	特許業務法人
社員の資格	税理士(欠格事由の規定あり)	弁護士(欠格事由の規定あり)	公認会計士(欠格事由の規定あり)	弁理士(欠格事由の規定あり)
社員の数	2人以上	1人以上	5人以上	2人以上
社員の業務執行の権限	社員に全て業務を執行する権利・義務	定款で定める場合を除き、全て業務を執行する権利・義務	社員に全て業務を執行する権利・義務	社員に全て業務を執行する権利・義務
業務の執行方法	・税理士が行う ・非税理士排除	・業務を担当する社員の指定ができる ・非弁護士排除	・監査・証明の業務は社員のみが執行 ・業務執行役員の自署・押印	・弁理士が行う ・非弁理士排除
社員の競業禁止	競業禁止規定あり ・他の税理士法人への加入の禁止	競業禁止規定あり ・他の弁護士法人への加入の禁止 ・他の社員の承諾を受ければ、個人として事件の受任可	競業禁止規定あり ・他の監査法人への加入禁止	禁止規定なし ・他の社員の承諾を受ければ、個人として弁理士業務可
対外的責任	無限連帯責任	連帯無限責任(特定事件の指定社員のみ無限連帯責任あり)	連帯無限責任(指定証明の指定社員のみ無限連帯責任あり)	無限連帯責任
職業賠償責任保険への加入義務	任意	任意	任意	任意

司法書士は司法書士連合会会則及び単体会の会則に基づき、各単体会ごとに所属する司法書士全員が賠償責任保険に加入している。